

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

# 昭和二年度古蹟調査報告

第二册

公州宋山里古墳調査報告

朝鮮總督府

内閣文庫			
函		二〇〇八	和書
		號	
架	冊		

55592  
791123  
共16册

正誤表

頁	箇所	誤	正
六	末行行末	示したるが如き位に置。	示したるが如き位置に。
九	末より二行目	二枚。	二枚。
二七	末より五行目	木箱。	木箱。
二八	末より六行目	大なる石	大なる石

292.21  
8

292  
20770A  
8

公州宋山里古墳調査報告

昭和二十一年度  
古蹟調査報告 第二册

目次

目次

一	緒言	一
二	宋山里古墳群の位置及現狀	三
三	宋山里第一號墳	五
	(一) 古墳の構造及遺物の配置	五
	(二) 遺物	八
四	宋山里第二號墳	一五
	(一) 古墳の位置及現狀	一五
	(二) 遺物	一六
五	宋山里第五號墳	一九
	(一) 古墳の位置構造及遺物の配置	一九
	(二) 遺物	二二
六	公州錦町第一號墳	二四
七	結論	二五
八	百濟時代古墳様式の變遷	二七

目次

一

挿圖目次

第一圖 古墳配置見取圖……………三

第二圖 尋常高等小學校敷地内發見埴……………四

第三圖 羨道縦断面圖……………六

第四圖 (一) 宋山里第一號墳出土鐵地金銅張金具殘缺……………二  
(二) 筑後國月の岡古墳出土金具……………二

第五圖 金銅金具殘缺……………四

第六圖 慶州瑞鳳塚出土垂佩金具……………七

第七圖 金銅帶鏝……………七

第八圖 慶尙北道達城郡達西面第五十五號墳出土金銅杏葉……………八

第九圖 錦町第一號墳玄室見取圖(小川敬吉氏製圖)……………四

第十圖 (一) 京畿道廣州郡中笠面石村里第六號墳及第七號墳實測圖……………六  
(二) 京畿道廣州郡中笠面可樂里第二號墳實測圖……………六

第十一圖 (一) 京畿道高陽郡蘇島面中谷里甲墳實測圖……………六  
(二) 同上乙墳實測圖(小揚恒吉氏實測圖による)……………六

第十二圖 (一) 京畿道驪州郡梅龍里第八號墳實測圖……………六  
(二) 同上第二號墳實測圖……………六

第十三圖 扶餘地方に於ける墳墓の形式……………六

第十四圖 陵山里古墳實測圖(小揚恒吉氏實測圖による)……………六

圖版目次

第一 公州附近の地圖(陸地測量部縮尺一萬分一地形圖分載)……………一

第二 武陵……………二

第三 (一) 宋山里古墳群遠望……………三  
(二) 宋山里第一號墳及第二號墳……………三

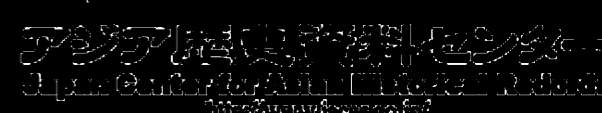
第四 宋山里第一號墳外形實測圖……………四

第五 宋山里第一號墳實測圖……………五

第六 (一) 宋山里第一號墳羨道……………六  
(二) 宋山里第一號墳羨道内溝……………六

- 第七 (一) 宋山里第一號墳羨道内溝(玄室内よ)
- (二) 宋山里第一號墳溝の断面
- 第八 (一) 宋山里第一號墳玄室東北壁隅
- (二) 宋山里第一號墳天井見上
- 第九 (一) 1 銀製透彫帶鐙 2 金銅製帶端金具 3 鐵地金銅張金具
- 4 銀製柄頭金具 5 銀製鐙 6 錫製金具 7 純金製銅張
- 金具 8 金銅製飾金具
- (二) 1 4 6 飾釘 2 鐵鏃 3 鐵鉢 5 鏃
- 第一〇 (一) 宋山里第二號墳羨道閉塞狀態(玄室内よ)
- (二) 1 鐵鏃 2 飾釘 3 鐵釘殘缺 4 鐵鏃 5 銀製花形飾金
- 具 6 金銅垂佩金具殘缺 7 金銅帶端金具 8 金銅帶鐙
- 9 鐵地金銅張杏葉殘缺
- 第一一 宋山里第五號墳調查前の狀態
- 第一二 宋山里第五號墳外形
- 第一三 宋山里第五號墳實測圖
- 第一四 (一) 宋山里第五號墳羨道閉塞狀態

- 第一五 (一) 宋山里第五號墳羨道内溝(玄室内よ)
- (二) 宋山里第五號墳玄室東北壁隅
- 第一六 (一) 1 刀子 2 鐵鏃 3 飾釘 4 練玉 5 瑠璃小玉 6 金銅
- 製垂下金具殘缺 7 金銅製鉸具
- (二) 陶 壺
- 第一七 (一) 鐵環附八葉金具
- (二) 公州錦町第一號墳





# 忠清南道公州宋山里古墳調査報告

朝鮮總督府嘱託

野 守 健

同 雇員

神 田 惣 藏

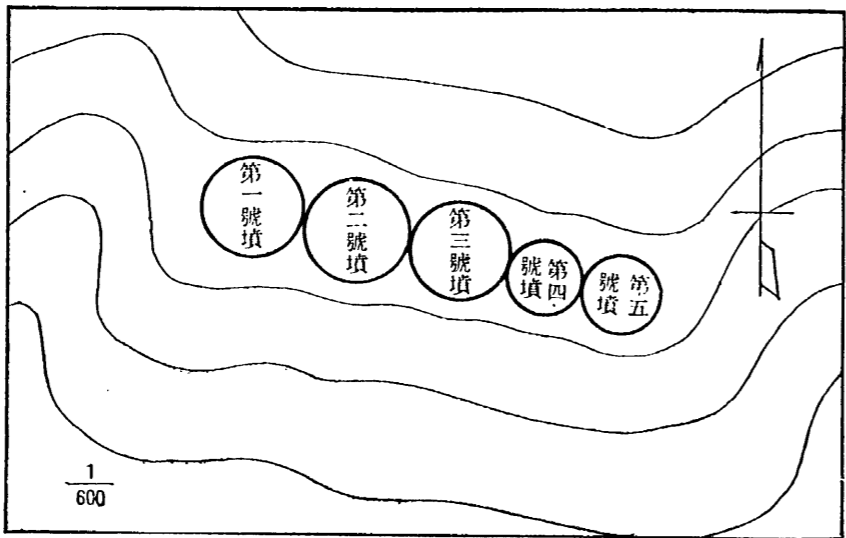
## 一 緒 言

忠清南道公州郡公州の地は百濟の文周王元年に漢城より遷都した熊津であつて、聖王十六年泗泚(今の忠清南道扶餘)に遷るまで五代六十三年間の都城たりし處で、西は錦江に臨み東及び南には丘陵起伏し、北は公山の險に據りて山城を構へた要害の地である。

百濟は建國の始め都を漢城に定め、北は帶方に接して早く漢民族の文化の影響を受け、又海路南支那に往來して其優れたる文化を輸入して居つた。當時の遺物の發見されしもの極めて少く、只京畿道廣州郡中壘面風納里に在る土城内には百濟特有の陶器の破片を豊富に包含し、又同所より白銅鏡、青銅弩機及び青銅製鏃斗の出土によつて、百濟初期に於ける漢文化の移入を知ることが出来る。更に此土城の附近なる可樂里、石村里等には當時のものと思はれる

墳墓が多数遺存してゐる。公州に於ける百濟の遺物としては公山城内より発見さるゝ百濟式陶器破片及び瓦當竝に大正十二年六月邑内尋常高等小學校の敷地内工事の際、偶然に発見せられた紋様磚等は其著しいものである。

今公州を中心として其附近に幾多の古墳が散在してゐるが、従來學術的調査を経しものは一もなく、屢、盜掘の厄を免かれなかつた。然るに公州郡長岐面武陵里の丘陵上に外形古墳の如きものがあつて古來武陵(圖版)と稱し百濟時代の墳墓たる傳説があつた。昭和二年四月三十日、公州郡保勝會長高山聰郎氏より、百濟遺蹟の紹介並びに地方發展の策として、此古墳の性質を明かにせんが爲め調査を依頼せられ度しとの申請書が總督府に提出された。仍て總督府は余等兩人に反浦面鶴峯里陶窯址調査の序を以て之を調査すべき旨を命ぜられた。茲に於て反浦面の調査終了したるを以て昭和二年十月十二日夕刻公州に往き、翌十三日郡廳を訪問して發掘に關する諸般の打合せをなし、且つ公州邑玉龍里に遺存する鮮初の陶窯址を調査した。此陶窯址の報告は昭和二年度古蹟調査報告第一冊に記載した。十四日郡廳員の東道により武陵里に至り、其古墳を調査したるに、外形は古墳の如きも處々に岩盤露出して古墳と思はれざるものであつた。而かも念の爲め二三ヶ處試掘したるに果して盛土を認めがたく、頗る疑はしきものなるによりこの調査を中止して、昭和二年三月頃盜掘されたりとの噂ある宋山里の古墳を發掘して、爾後の破壊を防ぐことゝした。そこで十五日から二十三日に至る九日間に、第一圖に示せる東西に並列し



第一圖 宋山里古墳群の位置及現狀

た五基の古墳の中、第一號墳及び第五號墳の二基を發掘調査を了した。

本報告書は其發掘調査の概要であつて、此古墳の調査にあたり多大の便宜と援助とを與へられた當時の公州郡守高山聰郎氏に深く感謝の意を表する。

## 二 宋山里古墳群の位置及現狀

(圖版第一第三)

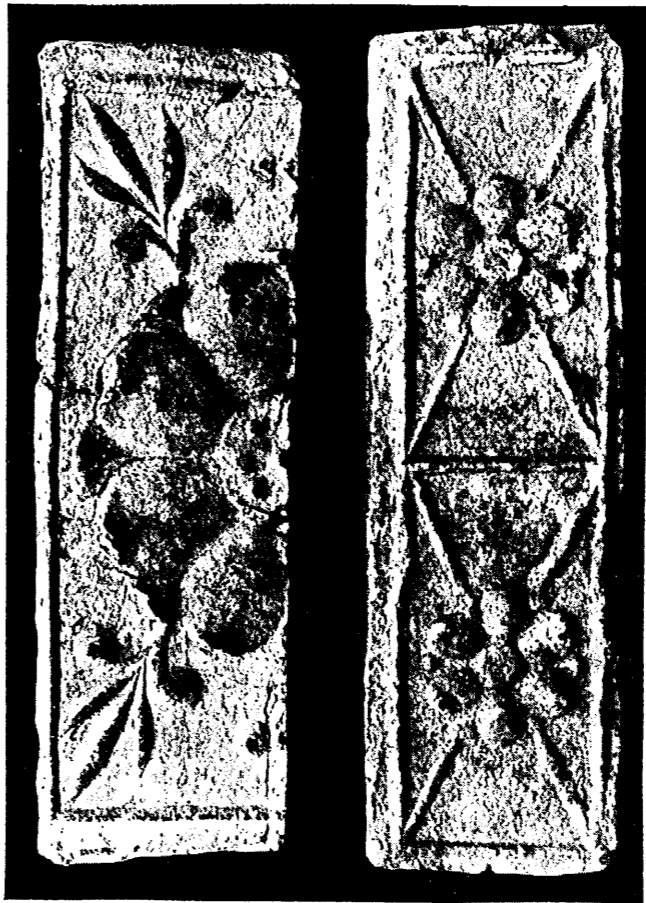
公州邑の西北約十二町、即ち熊津の渡船場との中間、洪州街道の右方に當りて州外面宋山里に屬する丘陵がある。此丘陵の中、宋山の南面中腹に、第一圖の如く五基の古墳が東西に並列して居り、今之を記述の便宜上、向つて左より第一號墳乃至第五號墳と名づける。何れも封土流下して殆ど

宋山里古墳群の位置及現狀



墳形をなさない。又其附近及び此丘陵の東西兩面には古墳の破壊されたるもの又は雨水の

四



第 二 圖 常 高 小 學 校 敷 地 内 發 見 磚

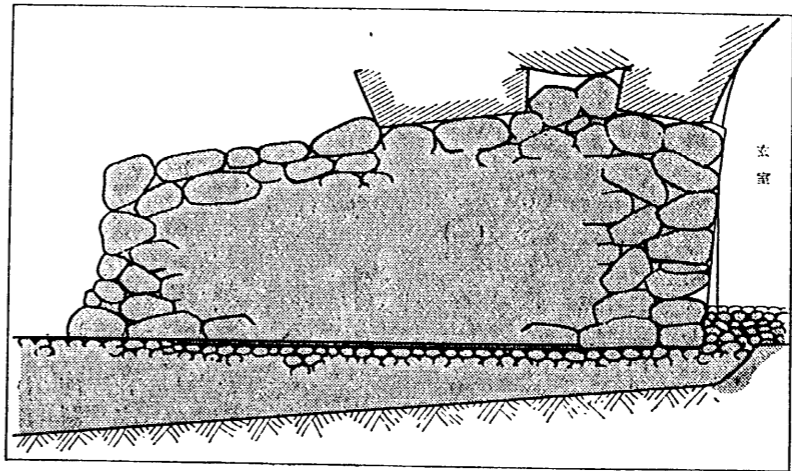
爲め封土の流れ去つたものが少くなく、百濟時代の古陶片が處處に散亂してゐる。昭和七年の秋附近に遊覽道路の開設工事中偶然に二基の古墳玄室が発見せられた。其一の玄室内には先年邑内にて出土せし磚(第三)と同様の磚を以て棺台を作り、且つ羨道を塞げるものが

發見せられ、又昭和八年七月其旁らに於て亦同一の磚を以て築造した古墳の玄室が発見せられた。是等新に發見せられた古墳に就いては、調査者たる小泉顯夫氏より他日報告書を公にせらるゝ筈であるから今之には觸れないこととする。又昭和二年四月故大原利武氏は邑内刑務所の裏に接した丘陵の南畔傾斜面に石櫛の露出したるものを發見せられた。是は記述の便宜上公州錦町第一號墳と命名する。此丘陵上にも相當多數の古墳のあつた形迹が認めらるゝが封土流下の爲め判然しない。又邑の東南約二十町の丘陵上にも數基の古墳が散在してゐることを聞いたが、日程の都合上之を調査するの邊がなかつた。

### 三 宋 山 里 第 一 號 墳

(一) 古墳の構造及遺物の配置 (圖版第三—第八)

本古墳は第一圖に示すが如く、東西に五基並列した古墳中最も西端に位し、封土は殆ど流下し僅かに墳形を認める程度のものであつた。其構造を見るに、先づ丘陵の中腹南面した傾斜面に竪を穿ちて石櫛を築造し、然る後に圓形の封土を被覆したのである。其玄室の平面は前後に稍長き長方形で、長さ十一尺五寸九分、廣さ北側九尺三寸二分、南側十尺五分、高さ九尺一寸七分、現在の墳頂と思はれる處から玄室の底面まで十二尺三寸である。玄室の壁は東北西の三面は多少の膨張をなしてゐるが、是は土壓を防がんが爲めで、樂浪郡時代古墳の磚櫛に普通



第三圖 羨道縦断面圖

見る所のものである。前面東に偏して廣さ約三尺、長さ六尺八寸九分、高さ約三尺九寸五分の羨道を設け、羨道内は勿論其外部約五尺の處まで割石と漆喰とを以て堅牢に閉塞してあつた(第三圖)。玄室の四壁は割石を以て築き、上部は次第に内方に傾き、高さ約四尺の所まで各隅は直角に近きも、其れより以上は丸隅となつて穹窿狀をなし、最上部は徑約一尺七寸の圓形門入をなし、其頂上は一枚の石材を以て覆はれてゐる。此式の構造は内地の九州北部或は武藏國都筑郡にあるものと酷似してゐる。四壁、天井、床及び羨道等の表面は悉く厚く漆喰を塗つたものであるが、天井及び羨道入口に接近した壁面の一部の漆喰は剝落してゐた。玄室の床は後方より前方に向ひ多少の傾斜をなし、其上に更に徑三寸内外の川石を厚さ約四寸五分程敷詰め、羨道には中央に圖版第五の實測圖に點線を以て示したるが如き位に置廣

さ約七寸、深さ玄室に近き所にて約七寸、前方に至るに従つて深さを増してゐる溝を設け、其内部には徑三寸乃至四寸の川石を充填し、玄室に接近せる一部を除く外は羨道内はもとより外部約二尺五寸の處まで漆喰を塗つてあつた。此溝は羨道外に長く延びてゐるのであつたが、羨道外七尺の處まで調査をなし、他は日程の都合上之を漏らした。此溝は玄室内に浸透したる雨水を排泄せんが爲めのもので、此種のものには樂浪帶方の埴埴墳又は新羅統一時代の古墳にも往々見る所のものである。玄室の西壁には底面より約五尺に實測圖(第五圖)に示すが如く、鐵釘五本を打込んであつた。北壁は一部漆喰が剝落してゐた爲め一本の外は明かでないが、又實測圖(第五圖)に示すが如く、南壁には鐵釘二本、東壁には三本打込んであつた。多分何物かを懸けたのであらう。是は任那の古墳にも屢々見る所のものである。玄室内西壁に近く木棺を安置してあつたのであらうが、今腐朽し去りて僅かに棺材の斷片が處々に遺存するのみであつた。本古墳は昔時既に盜掘せられしものゝ如く、又昭和二年三月頃附近の住民は天井に近き西南隅の破壊孔より玄室内に入り、遺存した副葬品の殘片を悉く盗み去つたので、今回玄室内からは殆どめぼしき何ものをも發見することが出来なかつた。而し西壁より三尺二寸、北壁より六尺一寸の位置より銀製透彫帶鐙二枚、及び北壁に接し西壁より三尺一寸の位置より、銀製柄頭金具、銀製鑰及び木棺に用ゐた頭部鍍金の飾釘鏝等が散亂してあらはれたが、當初の位置が不明であるから其配置圖を作成するの必要を認めなかつた。盜掘孔の處より大

阪朝日新聞紙の残片及び蠟燭マツチ、人造琥珀のバイブ二本などが發見されたから、其盜掘もあまり遠き時期ではなかつたことがわかる。又其附近より鐵銼身一本、鐵鍬數本を得た。是は盜掘者が遺失したものである。本古墳は從來廣州地方及び扶餘地方に於て調査されし百濟時代の古墳と玄室の構造形式に於て相違し、頗る特殊の性質をもつてゐるので、將來の研究の爲め永久に保存すべきものと認める。

(二) 遺物

本古墳内發見の遺物は次の如くである。

銀製透彫帶鐙	二	個
金銅製帶端金具	一	個
純金製胸張金具	二	個
金銅製飾金具	十一	個
金銅垂下金具殘缺	一	個
鐵地金銅張金具殘缺	若	干
錫製金具	二	個
銀製柄頭金具	一	個

銀製鐙	一	個
鐵製柄卷金具殘缺及鐵製鐙殘缺	若	干
鐵銼身	一	個
鐵鍬	約四十三	個
金銅飾鈿	一	個
飾釘	約百二十四	個
鍬	約十七	個
漆器殘片	若	干
鐵環殘缺	若	干
銀薄板殘片	若	干
金銅金具殘缺	若	干
金銅破片	若	干

以上の遺物の個々に付いて略記すれば、

(1) 銀製透彫帶鐙 二個及金銅製帶端金具 一個 (圖版第九)

銀製鐙板は玄室の底面に敷かれてゐた川石の間より僅かに二板發見された。方形の鐙板(長さ約九分、廣さ約七分)の下に心葉形の垂飾(長さ約一分、廣さ約三分)が蝶番によつて垂下し、共に一種の忍冬唐

草の透彫を施してゐる。鍔板には九個の鉾ありて帯に鉾留とされてゐたのである。帶端金具は長さ一寸七分八厘、金銅製の板を二枚に折り重ね、中間稍狭く先端再び擴がり且つ凹みを帯び、此所に帯を挿みて二個の鉾にて固着したものである。表面には當初毛彫の裝飾が施されてゐたのであるが、今鏽化して明かでない。此種のもものは從來南鮮の任那古新羅の古墳から多く發見せられてゐる。

(ウ) 純金製胸張金具 二個 (圖版第九、七)

二個共殆ど同形で、一は長さ九分七厘、胸徑二分三厘、他は長さ九分四厘、胸徑二分三厘。何れも二枚の薄き金屬板を合せて作れる中空のものにして、中央は脹れて兩端に至るに従ひ次第に細くなつてゐる。如何なる目的に用ゐるものか不明である。

(ハ) 金銅製飾金具 約十一個分 (圖版第九、八)

徑約四分の金銅製圓形座の中央を僂頭形に打出し、其中心より針金を綴りて立て、其先端に徑二分九厘の金銅圓形内窪みの搖片を綴着してある。座の周縁三個所に圓孔が穿たれてゐるから、恐らくは紐の如きものを以て布などに綴付けて裝飾としたものであらう。此種のもものは從來南鮮の任那古新羅の古墳からも多く出土してゐる。

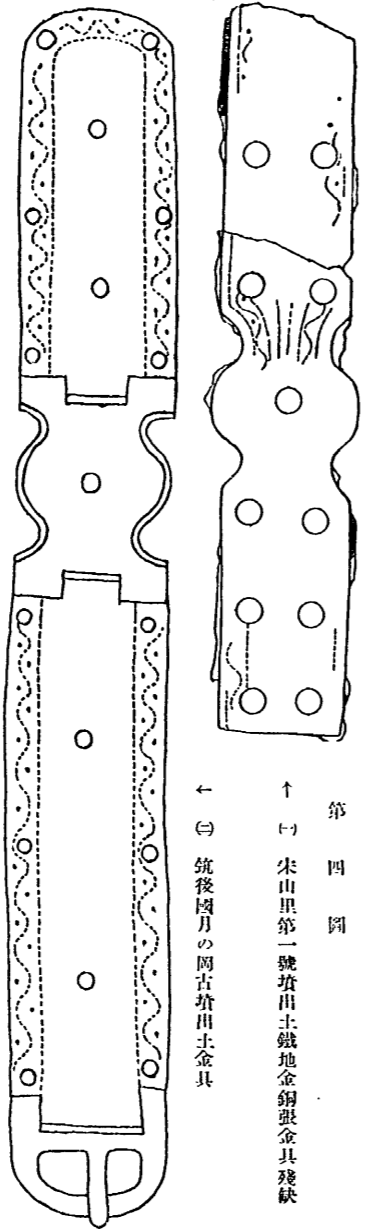
(ニ) 金銅垂下金具殘缺

長さ五分九厘、徑一分の中空金銅管の内部に金銅の針金を通し、以て遂次連結した垂下金具

の殘缺である。

(ホ) 鐵地金銅張金具殘缺 (圖版第九、六)

廣さ約七分六厘の細長き鐵板の表面に鍍金の薄き銅板を張り附けたもので、一端より約一寸四分五厘の處にて稍、括びれ再び脹れて弧状を作り、今其先端缺失して當初の長さ及び先端



第四圖

↑ (ウ) 宋山里第一號墳出土鐵地金銅張金具殘缺

← (ニ) 筑後國月の岡古墳出土金具

の構造は明かでない。表面の縁に沿ふて二重の破線紋の輪郭を毛彫し、更に其中間に波状紋を毛彫してゐる。又弧をなす處にも毛彫が施されてゐた様であるが、今鏽化して明かでない。又同形の斷片長さ約一寸六分のものがあるが、前記のものゝ斷片であるか或は別個のものゝ斷片であるか今遽かに決しがたい。裏面には布が鏽着してをり、又蛇腹伏も兩縁に沿ふて附

着してゐる。そして表面に縦に二列に數個の銕があり、弧の中心にも亦銕がある。是等の銕を以て布に綴着して馬具類の飾金具に使用されたものであらう。小泉顯夫氏の話に本品に類似したものが筑後國月の岡古墳から曾て出土したといふことである。第四圖(二)の見取圖は小泉顯夫氏の原圖から寫したものである。

(ハ) 錫製金具 二個 (圖版第 九(四)六)

二個共同形にして何れも兩端缺失したものの如く、一は長さ九分四厘、中央徑一分六厘、他は長さ一寸一分九厘、中央徑一分八厘、共に中央に於て稍彎曲し、内側は僅かであるが外側は著しく張り出し、其太さ兩端に至るに従ひ次第に細くなつてゐる。如何なる目的に使用せしか明かでない。

(ト) 銀製柄頭金具 一個 (圖版第 九(四)四)

銀製柄頭金具にして長さ一寸二分四厘、廣さ一寸三分五厘、上部は圓く、周囲は稍廣き面取を施し、中央稍下りて兩面に各心葉形切抜を作り、裏面より銅地金被の内空の心葉形を固着して飾としてゐる。此心葉形の兩縁に沿ふて凸帯を繞りて蛇腹刻の裝飾を施してゐる。此金具の下端に接して銅地に金被せの縁金具が発見されたが、亦前者と同じく上下兩縁に蛇腹刻みを施し、其中央に凸帯を繞らしてゐる。

チ 銀製鐙 一個 (圖版第 九(四)五)

銀製にして長さ一寸三分二厘、上端には銅地金被の縁金具を施し、下端は廣さ三分八厘だけ僅かに一段低くなり、今縁鏤を以て被はれてゐる。蓋し當初此處に金銅の帯が繞らされてゐたのであらう。又底部兩端には六瓣の金銅銕が釘着せられてゐる。此鐙の内部には今猶鞘の木部が多少存してゐる。

(リ) 鐵製柄卷金具殘缺及鐵製鐙

鐵製柄卷金具の殘缺に過ぎない。鐙は長さ一寸二分、廣さ九分二厘普通の形式に屬する。

(ス) 鐵銚身 一個 (圖版第 九(四)三)

身の長さ三寸八分八厘、鋒の断面菱形をなし、袋穂との界即ち關の所に於て少しく括れて再び他端に至るに従つて擴がつてゐる。一端は今少しく缺失してゐる。

(ル) 鐵 鏃 約四十三個 (圖版第 九(四)二)

断面長方形の細長き身の先端即ち鋒部は三角形をなし、莖には木部殘片の猶附着したものが、或は柄に樹皮を纏ふてゐるものもある。

(ヲ) 金銅飾銕 一個

金銅製で長さ五分七厘、頭部圓形(標一分)身の断面方形をなしてゐる。

(ヅ) 飾 釘 約百二十四個 (圖版第 九(四)一)

飾釘は處々に散亂して多數発見された。頭部の形式によりて甲乙丙の三種類に分類する

ことが出来る。甲約九十八個、長さ約二寸九分、鐵製にて頭部は方形をなし、更に金銅板を以て被ふてゐる。乙約十二個、長さ二寸三分内外、鐵製にて頭部は方形銀被せである。丙約十四個、長さ一寸七分内外、鐵製にて頭部は圓形銀被せである。

(カ) 鏡 十七個 (圖版第5)

鐵製長方形の板の兩端を折り曲げて作れるもので、内側に木部の殘片附着してゐる。長さ約一寸五分、廣さ約八分。

(キ) 漆器殘片

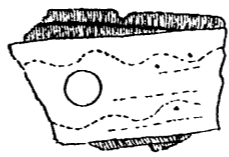
黒漆を施した漆器の斷片で、如何なる器物なりしや明かでない。

(ク) 鐵環殘缺

徑一分三厘、鐵環の殘缺である。

(ケ) 銀薄板殘片

銀製の薄き板の小破片である。



第五圖 金銅金具殘缺

(コ) 金銅金具殘缺 (第五圖)

廣さ約五分の細長き金銅金具の斷片にて、表面兩縁に沿ふて波狀紋を毛彫し、更に小點紋を上下交互に配してあり、裏面には布及び蛇腹伏も附着してゐて、蛇腹伏は外部にまで延びてゐる。金具に銀の附着してゐるところ

を見ると、布様のものに銀を以て綴付けたものであらう。

(ツ) 金銅破片若干

金銅薄板の極めて小さい殘片で、如何なるものゝ殘片なりや明かでない。殘片の或ものには瓔珞の附着した痕跡の遺つてゐるものもある。

### 四 宋山里第一號墳

#### (一) 古墳の位置及現狀

第二號墳は第一號墳の東に接し、封土亦流出して僅かに墳形が認められ、封土の一部即ち頂部に近く西南側に盜掘孔があつて、玄室の内部を窺ふことが出来る。本墳も前者と同時に盜掘され、更に最近にも盜掘されしが如く、貴重なる副葬品は一も發見することができなかつた。余等、盜掘孔より梯子を懸け玄室内に入りて大體の調査をなし、更に底面の一部を調査して、金銅帶銜金銅垂佩金具殘缺等の金具類を發見した。玄室の長さ十一尺一寸五分、廣さ九尺一寸、天井の高さ八尺五寸、羨道の廣さ約三尺にて、羨道の内部は割石を以て完全に閉塞してあつた (圖版第5)。玄室の構造は第一號墳と全く同形式であつたから詳細の記載を略することとする。

(二) 遺物

本古墳より發見した遺物は次の如くである。

- 金銅垂佩金具殘缺 一 個
- 金銅帶銙 二 個
- 金銅帶端金具 一 個
- 鐵地金銅張杏葉殘缺 一 個
- 銀製花形飾金具 一 個
- 環附釘 一 個
- 鐵釘殘缺 一 個
- 鐵 鍬 一 個
- 鐵 鏟 一 個
- 飾 釘 約百二 個

(イ) 金銅垂佩金具殘缺 (圖版第一〇)

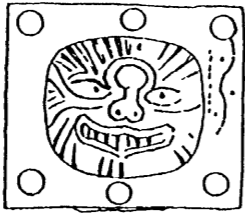
本品は金銅製の小斷片であるが、南鮮地方に於ける三國時代に屬する古墳から發見されたものによつて、容易に垂佩斷片であることが推定出来る。即ち第六圖に見るが如く楕圓形内

第六圖 慶州瑞鳳塚出土垂佩金具



窪みの板を矩形の兩端に蝶番を持つ金具を以て遂次連結し、其下端に種々の繫物を垂下した腰佩の一斷片であらう。

(ロ) 金銅帶銙 二個 (圖版第一〇)



第七圖 金銅帶銙

金銅銙は二枚を發見したのみであるが、二枚とも垂下金具を缺失してゐる。銙板は長さ一寸一分一厘、廣さ約一寸の金銅板にて、周縁に沿ふて點線紋を毛彫し、縁との間に波狀紋を繞らし、更に其上下交互に小點紋を作り、中央には饅頭形に鬼面の如きものを打出し、下端中央に舌狀のものを以て垂下金具を附したものであるが、今舌狀のもの、一部を除く外は缺失してゐる。裏面には今猶絹布の殘片が附着してゐるから、當初は帶革に絹を張りしものに六個の銙を以て綴着したものであらう。

(ハ) 金銅帶端金具 一個 (圖版第一〇)



帶端金具は前記第一號墳發見のものと同形にて、殆ど同大である。

(ニ) 鐵地金銅張杏葉殘缺 (圖版第一〇)

宋山里第二號墳



是は鐵地金銅張香葉の下部に屬する斷片である。此種のものには南鮮の古新羅任那の古墳より多數發見せられてゐるから、是によつて其全形を窺ふことができる。

第八圖は比種完全の一例である。

(ホ) 銀製花形飾金具 一個 (圖版第一)

徑五分四厘の極めて薄き銀製六瓣の花形飾金具で、中

央は假頭形に打出し其處に二個の孔を穿つてゐる。

(ヘ) 環 附釘

鐵製の釘で環の徑は一寸六分ある。恐らくは木棺の飾に使用したものであらう。

(ト) 鐵釘殘缺 (圖版第一)

廣さ約三分現長一寸八分七厘、厚さ約六厘の偏平鐵釘の斷片で、玄室の壁に挿入してあつたものである。

(チ) 鐵 鍬 約八個 (圖版第一)

第一號墳發見のものと同一である。

(リ) 鐵 鏝 約五十八個 (圖版第一)

亦第一號墳發見のものと同形式に屬する。

(ス) 飾 釘 約百二個 (圖版第一)

第一號墳發見のものと同じく、亦甲乙丙の三種類に分つことが出来る。甲は約六十七個、長さ二寸九分内外、鐵製にて頭部方形金銅張である。乙約十九個、長さ一寸八分内外、鐵製頭部は方形で銀張である。丙約十六個、長さ一寸六分内外、鐵製にて頭部は圓形銀張となつてゐる。

### 五 宋山里第五號墳

(一) 古墳の位置、構造及遺物の配置 (圖版第一—第一五)

本古墳は第一圖に示す五基並列した古墳の最も東端に位し、封土は全く流下して墳形を認めることが出来なかつた。是を發掘調査したるに、玄室の天井は既に墜落して内部に土砂充填し、爲めに調査は頗る困難であつた。先づ本古墳の構造を見るに、丘陵の南面せる中腹に墳を穿ちて石槨を作り、然る後に圓形の封土を築構したるものである。本古墳も亦昔時に盜掘破壞され、貴重なる副葬品は既に盗み去られたが、幸に取遺された陶壺二個、瑠璃小玉二十七個、練玉約二百六十九個、飾釘及び刀子一口、棺飾金具等を發見することができた。玄室の平面は長さ十尺五寸二分、廣さ八尺四寸前後に長き長方形にして、西北東の三面の壁は僅かなる胸張



を有してゐる。是は第一號墳と同じく土壓を防がんが爲めである。前面東に偏して羨道を設けてゐるが、其の長さ四尺九寸四分、廣さ約三尺一寸三分ある。現地表より玄室の底面川石敷まで約九尺七寸にして、玄室の構造は第一號墳と全く同形式である。即ち玄室の四壁は割石を築き上げ、底面より約三尺の邊より内方に次第に傾き、上部は四隅が次第に丸くなりて穹窿狀を呈し、最上部は第一號墳と同じく凹入し、一枚の石を以て之を覆ふてゐたらしく、今破壊して玄室内に墜落してゐた。又玄室及び羨道の壁、天井並びに底面は當初漆喰を以て厚く塗つてあつたのであるが、今は底面を除く外は全部剝落してゐる。玄室の底面は後方より前方に向つて稍、傾斜をなし、其上に徑二寸五分内外の川石を敷詰めてゐた。羨道底面の中央には第一號墳と同様實測圖(第一版)に點線を以て示せる位置に廣さ約七寸の溝を設け、後方より前方に至るに従つて次第に深さを増し、且つ長く羨道外まで延びてゐるらしいが、日程の都合上詳細の調査を遂げなかつた。此溝の内部には川石を詰め、玄室に接する一部を除く外は其底面全體に漆喰を塗つてあつた。又羨道内は割石及び漆喰を以て完全に閉塞してあつた。玄室内西壁に近く當初は木棺を南北に安置したのであるが、今腐朽し去り僅かに其殘片及び之に使用した釘が遺存してゐるに過ぎない。本古墳も既述の如く既に盜掘を経て副葬品の主要なるものは盜み去られ、僅かに取遺された陶製壺二個は南壁に接して入口に近く存し、又練玉約二百六十九個は玄室の略、中央部北壁に近く一群をなし、瑠璃小玉約二十七個は玄室の略、

中央部或は其他より發見され、更に西南隅よりは金銅鉸具、中央部西壁に近く金銅鏹一個、北壁に近く木棺に使用した鐵環附八葉金具四個が發見された。其他鐵鏃、鐵釘等は處々に散亂してあつた。

(二) 遺物

本古墳發見遺物は次の如くである。

金銅帶鏹	一	個
金銅製鉸具	一	個
金銅製垂下金具殘缺	一	個
鐵環附八葉金具	四	個
瑠璃小玉	約二十七	個
練玉	約二百七十	個
刀子	一	口
飾釘	五十	個
鐵釘殘缺	若干	個
鐵鏃	約二十一	個



陶器破片

二 個

(イ) 金銅帶銙 一個

金銅製の銙板一個だけ発見された。其様式は第二號墳発見のものと同じで、垂下金具を缺失してゐる。

(ロ) 金銅製鉸具 一個 (圖版第二)

金銅製楕圓形の鉸具の端に長方形の金銅板を折り曲げて接着し、帯革に銜を以て綴附けたものである。

(ハ) 金銅製垂下金具殘缺 (圖版第一)

金銅板を折り曲げて筒形となし、下部に至るに従つて廣く、上端には小環を附けたもので、何物かに垂下して裝飾としたものであらう。今下部少しく缺失してゐる。

(ニ) 鐵環附八葉金具 四個 (圖版第一)

鐵製にて座は八花形をなし、徑約一寸六分五厘の環を有してゐる。恐らくは木棺の飾金具であらう。

(ホ) 瑠璃小玉 約二十七個 (圖版第一)

徑一分内外の瑠璃製小玉で、淺黄色青色黄色等ある。

(ヘ) 練 玉 約二百七十個 (圖版第二)

徑八厘内外の練玉で、黄褐色を呈してゐる。

(ト) 刀 子 一口 (圖版第一)

長さ約四寸二厘の刀子にして普通の形式に屬し、今尙鞘を殘存してゐる。又柄の一端鞘に接する處には銀の薄板を巻いてある。

(チ) 飾 釘 五十個 (圖版第一)

木棺に使用した釘で二種ある。甲は長さ二寸四分内外、鐵製にて頭部方形金銅張である。乙は鐵製で頭部は圓形をなし、金銅張である。

(リ) 鐵釘殘缺

現長二寸一分、廣さ三分、厚さ一分の偏平なる鐵釘の殘缺で、恐らくは第一號墳と同じく玄室内の壁に挿入したものであらう。

(ス) 鐵 鐵 約二十一個 (圖版第二)

亦第一號墳発見のものと同じ形式に屬する。

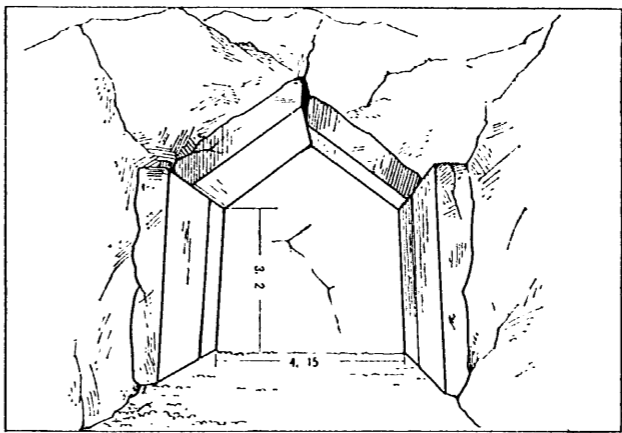
(ル) 陶器破片 二個

壺の破片二個あり、一は鼠色にて質は堅緻無紋である。他は黄褐色を呈し、軟質で表面に打型紋を有してゐる。

(ヲ) 陶 壺 二個 (圖版第一七)

二個共殆ど同形で、扁球形の上部に外開きの口を附したものであるが、底邊は稍平らで安定の感がある。質は堅緻にて鼠色を呈し、胴以上に緑色の吹出釉があらはれてゐる。一は口徑

二寸九分、高さ五寸九分、下部焼成の際少しく歪める爲め其形稍、一方に傾いてゐる。他は口徑二寸七分、高さ五寸七分五厘、口縁部少しく缺損してゐる。是等の陶器を見るに、胎質は古新羅在那のものと殆ど同一であるが、形式は頗る相違して、肩の曲線の如き百濟特有のものゝ感がある。



第九圖 錦町第一號墳玄室見取圖

### 六 公州錦町第一號墳

(圖版第一七(三))

本古墳は現在の刑務所の裏に接する丘陵の南面した傾斜面に石櫛を露出してゐる。數年前に一窯業者が陶土探掘の際偶然に發見したものと云ふ。遺物は

既に盗み去られて、余等の調査の際には玄室の内外に陶器の破片が多數散亂してゐた。是等の陶器の破片の手法を見るに、百濟時代の特徴をあらはして、明かに其時代の墳墓であることが分つた。其構造は平面前後に長き長方形で、長さは前部破壊の爲め明かでなく、廣さは四尺一寸五分、床より玄室の頂までの高さ四尺五寸である。玄室の前部は破壊されてゐるので當初美道の有無も今知ることが出来ない(圖版第一七)。玄室を築造した總ての壁は花崗岩の大材を用し、左右の壁の上より斜めに石材を出して頂點に會せしめ、以て天井を構成し、床には川石を敷き結めてゐる。此形式は從來發見せられざりし特殊の構造である。併し扶餘の東方一里陵山里の丘陵上にある古墳の形式に似て、彼れより稍、古調を帯びて居るから、彼の先驅となるべきものであらう。

### 七 結 論

要するに公州に發見された是等の古墳は從來京畿道の廣州、高陽、驪州に發見されし百濟初期の古墳と異なる特殊の形式を有せるもので、又固より高句麗、古新羅、在那のものとも相違してゐる。併し玄室内より西紀第五世紀乃至第六世紀頃の築造と認むる古新羅及び在那の古墳内より出土したるものと同形式なる銀製鎔板金銅垂佩、殘缺瑠璃小玉、練玉等を發見した

から古新羅任那との文化的關係も明かとなり、而も玄室の形式は扶餘遷都後のものと異り、其遺物も扶餘發見のものと同少性質を異にして居る點より考察すれば、古墳の築造年代は西紀第五世紀の終りか、第六世紀の始め頃にして扶餘遷都以前のものと推想される。是等の古墳は東國輿地勝覽公州の部に

在州西三里。西有古陵基。  
郷校 誌傳百濟玉陵。未知何王。

と載せたるものに相當してゐるから、古來百濟の王陵の傳説があつたものと見ゆ。猶第一號墳より昭和二年三月頃里民の盜掘により勾玉瑠璃玉太刀斧等の殘缺が出土したそうで、現にそれが公州邑内の某内地人が所持してゐることである。又第二號墳より金製耳飾一對が發見された。是は今内地にある某氏の所藏に歸してゐる由である。是等は何れも古新羅任那の遺物と同種類のもの、様である。今回調査の古墳は既に昔時に於て又最近に於て盜掘されてゐた爲めに、發見した副葬品は極めて僅少であつたが、それでも鍔板金銅腰佩金具殘缺瑠璃玉練玉等に依つて古新羅任那との文化的關係が明かとなり、且つ古墳の構造に於て從來學界に知られざりし特殊の形式を發見し、百濟古墳の研究上に多少の貢獻をなすことができた。

### 八 百濟時代古墳様式の變遷

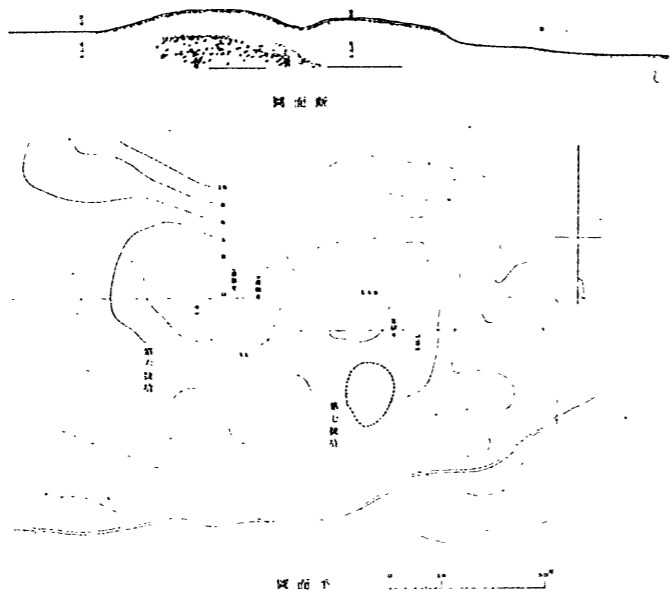
百濟は建國の初め都を漢城に定めしも、蓋鹵王の時高句麗の爲め國都陷落し爲めに文周王元年に都を熊津に移し、更に聖王十六年に泗沘に遷り、義慈王二十年新羅及び唐の連合軍の爲めに滅されたのである。今其等の地方に構築された墳墓の變遷を見るに、初期漢城時代中期熊津時代後期泗沘(扶餘)時代と三期に分つべく、各期それ々、特色ある墳墓を築造したのである。今是等墳墓の形式を概説することとする。

百濟の初期即ち漢城時代の墳墓は今京畿道廣州郡中壘面可樂里石村里高陽郡蘆島面中谷里曬州郡州内面梅龍里等に散在してゐる。是等墳墓の形式を見るに中壘面石村里の平野に遺存するものは土墳と石墳の二種類がある。石墳は外形高句麗時代の石塚に似てゐるが十分調査を経ざれば明かでない。土墳には三種類あつて、甲は平地に墳を穿ち、樺を作らず其内に木棺を安置し、其上に圓形の封土を被覆したもの、乙は墳を穿ち、墳底に長方形の木棺を作り封土を築成し、最上部に近く徑四寸内外の割石を葺き、更に薄く封土を被覆したもの、(石村里第<sup>七</sup>號墳)丙は墳底に長方形の木樺を作り周囲を割石を以て封し、更に封土を築成し最上部に近く亦前記の如く葺石を置き薄く封土を被覆したものである、(第十<sup>四</sup>號墳)石村、(第六<sup>號</sup>墳)又前記土墳三種の外に石樺を有するものがある。即ち中壘面可樂里の丘陵に遺存せるものは玄室の平面方形或

は長方形をなし、南壁中央に羨道を設けてゐる。玄室の四壁は割石を積み重ね上部に至るに従つて内方に傾け、上部四隅に石を斜めに横へて持送となし、天井は花崗岩の板石數個を横架し、底面には徑二寸五分内外の川石を敷き詰め、羨道内は割石を以て塞ぎ然る後に圓形の封土を被覆したものである(第一圖)。蘇島面中谷里に遺存するものは丘陵或は平野にありて、玄室は長方形にて前後に長く、南壁中央に羨道を設けた形式で、其玄室は割石を以て積み上げ上部に至るに従つて内方に傾け、天井には板石數個を構架してゐる。玄室内は徑六寸内外の川石を以て後壁より左右の何れかの壁に沿ふて一段高く石床を設け、石床外の玄室の底面には或るものは徑四寸内外の川石を敷き詰め、羨道より玄室への入口は割石を以て閉塞し然る後に封土を被覆したものである(第二圖)。州内面梅龍里の丘陵の傾斜面に遺存せるものは玄室の平面は左右に長き長方形にて、前面稍、中央或は稍、東に偏して羨道を設けてゐる。玄室の壁は割石を以て積み上げ上部は内方に傾け、或るものは四隅に稍、大なる石を斜めに横へて持送りとなし、天井は花崗岩の板石數個を横架し、四壁天井は塗るに漆喰を以てし、床には左右の壁に接して割石を以て二處に石床を築き、石床上には更に砂を敷いてゐる。又石床上には後壁に接して石枕を置いてゐる。羨道内は割石を以て閉塞し而る後封土を被覆したのである(第三圖)。以上の古墳は従來公州扶餘地方に於て發見されし古墳と異なり寧ろ或ものは高勾麗の積石塚を想起せしめ、或ものは新羅任那の木槨積石塚とも相似た處がある。又是等の古墳より出土

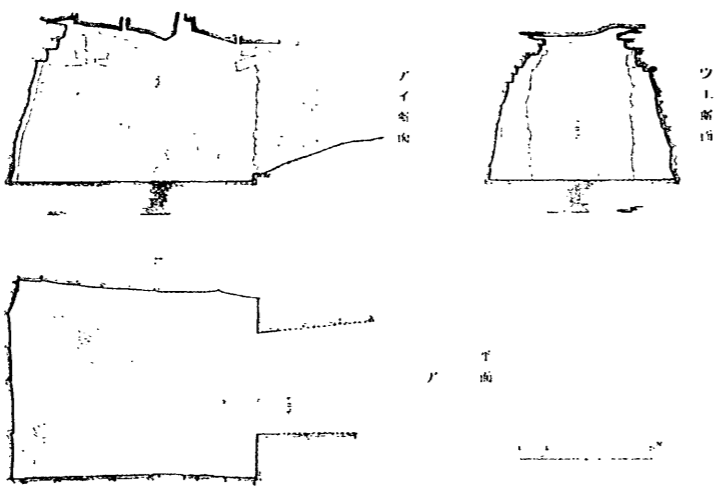
(一)

京畿道廣州郡中盆面石村里第六號墳及第七號墳實測圖



(二)

京畿道廣州郡中盆面可樂里第二號墳實測圖



第十一圖



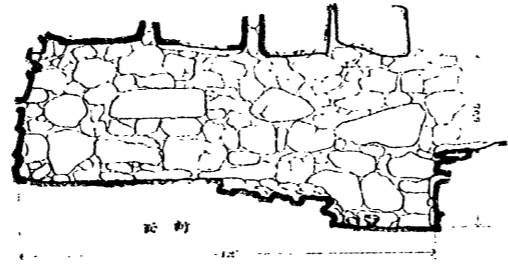
新方向



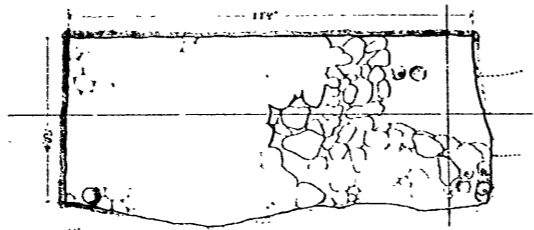
中方向



前方向



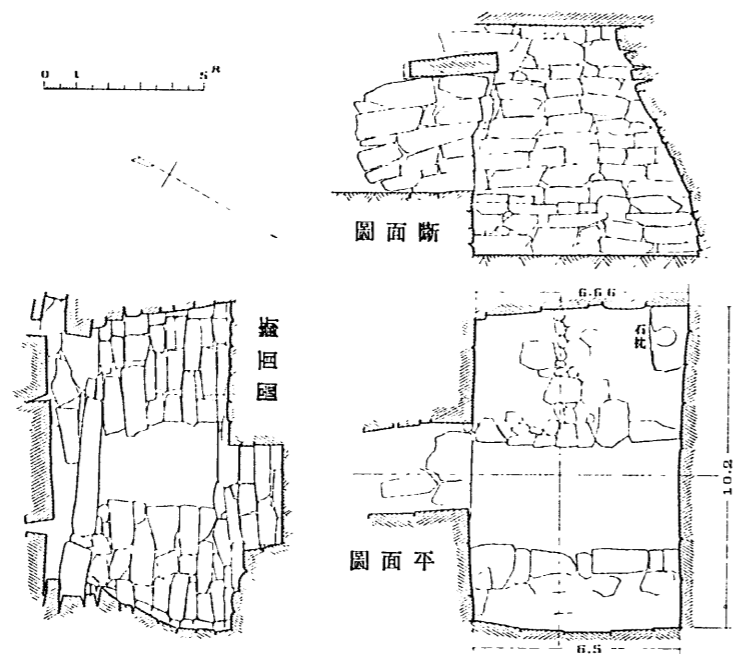
後方向



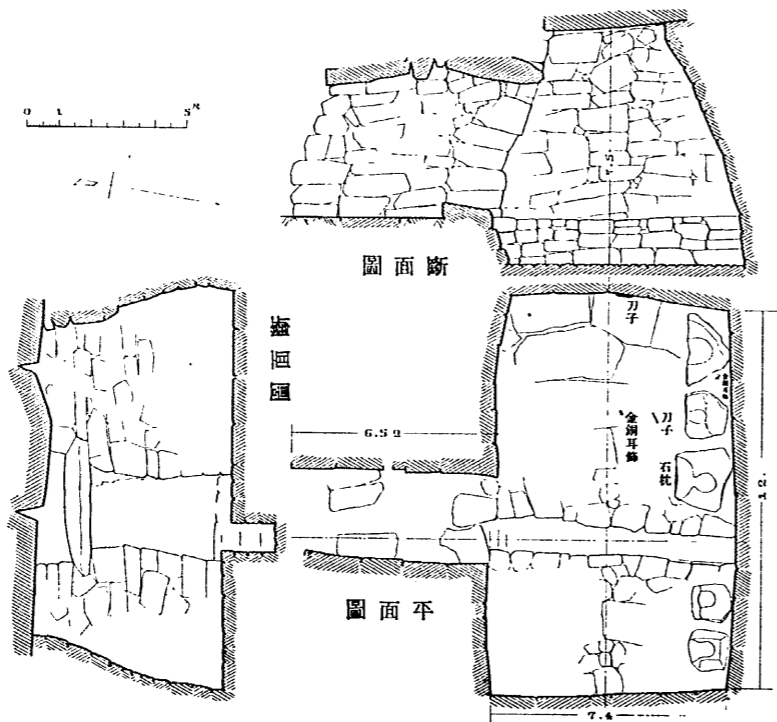
側方向

(一) 京畿道高陽郡蘆島面中谷里甲墳實測圖

(二) 同上乙墳實測圖

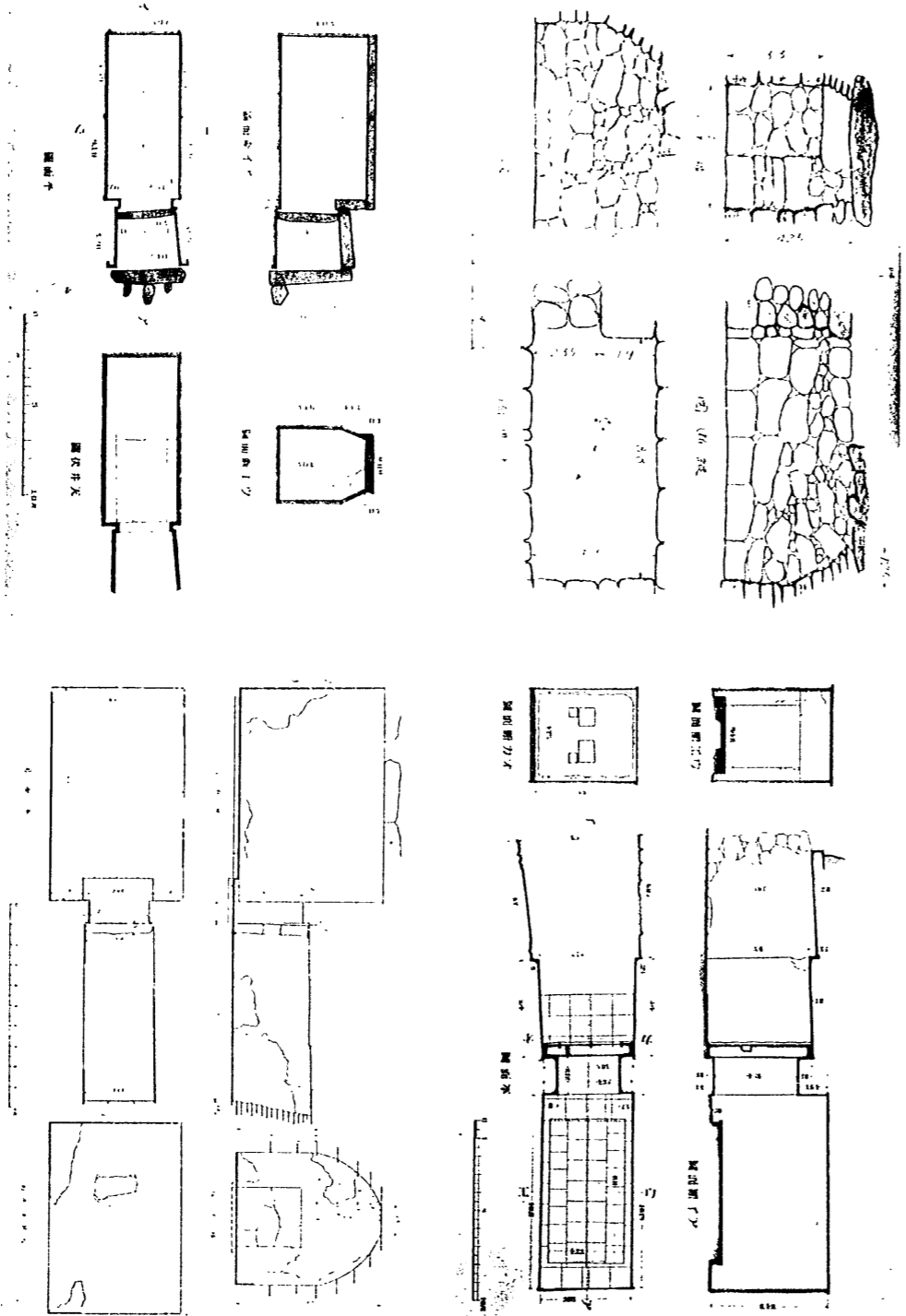


(一) 京畿道驪州郡海龍里第八號墳實測圖

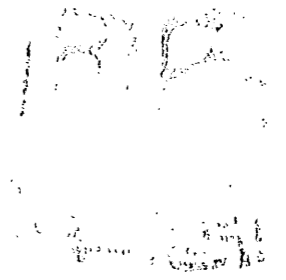


(二) 同上第二號墳實測圖

第十三圖

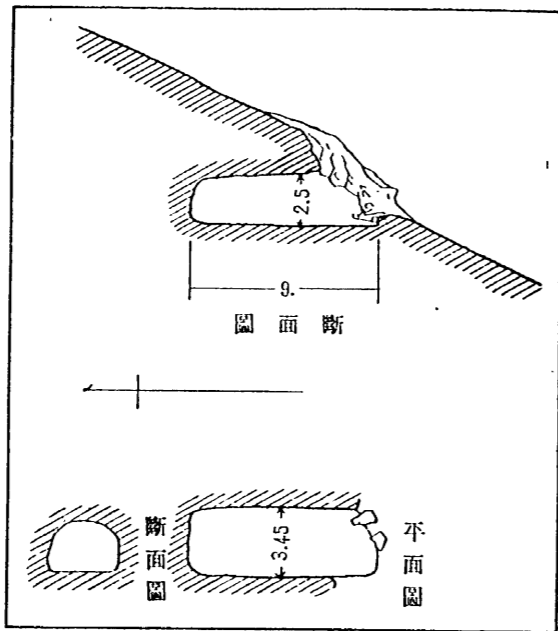


表餘地方に於ける墳墓の形式





した遺物も古新羅在那高勾麗との間に於ける多少文化的關係のあつたことを物語つてゐる。中期即ち公州時代に於ける墳墓は今回余等の調査したものゝ如く初期のものゝ頗る性質を



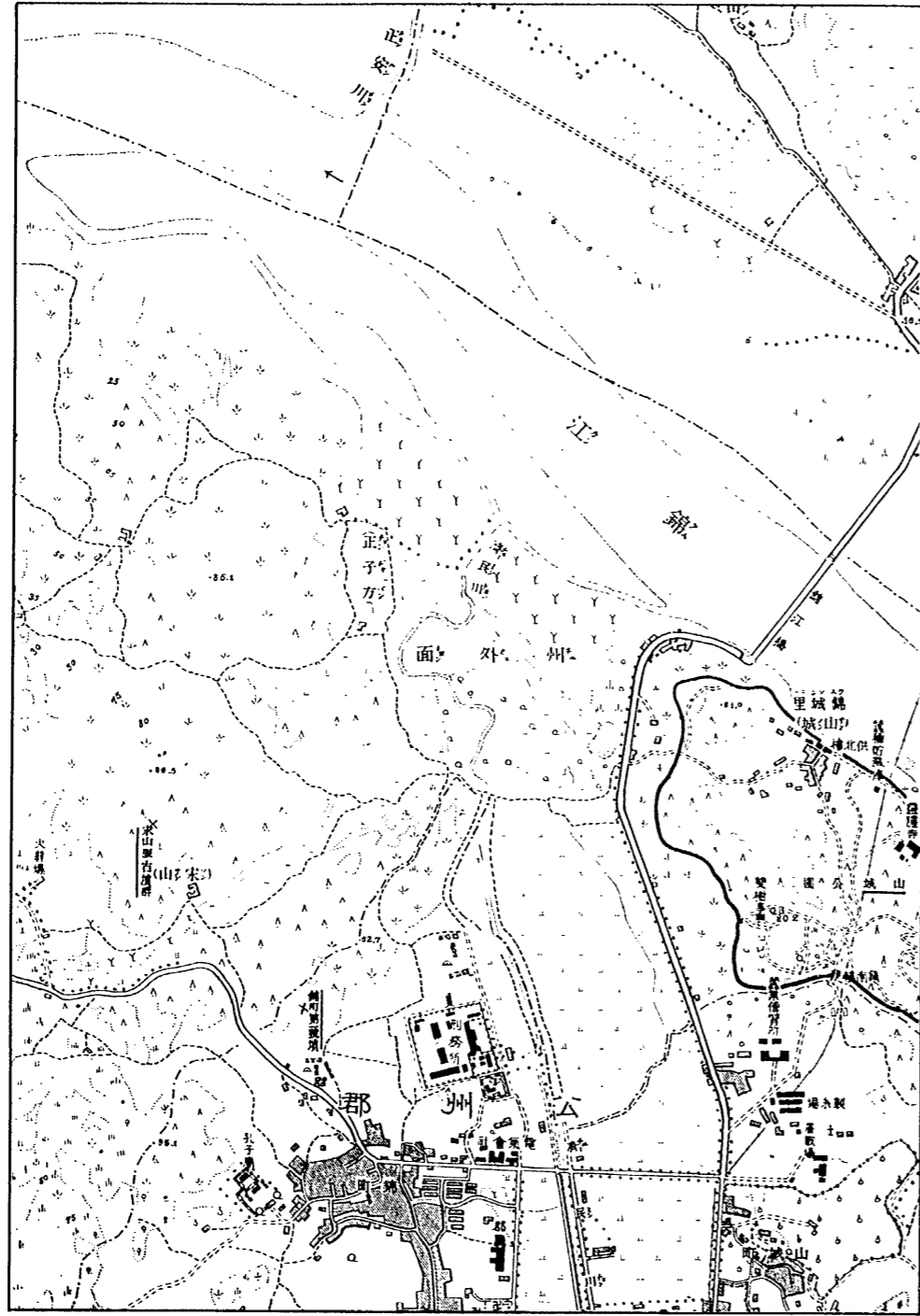
圖四十四 第 四里古墳實測圖

異にしてゐる。又別に支那の南京にて出土したる梁塚と同手法の塚を以て築造した玄室内に四神圖を描けるもの、或は割石を以て長方形の石槨を作り天井石を横架せる簡單のものなどがあるが、是亦初期のものゝ相違してゐる。末期即ち扶餘時代のものゝは扶餘を中心として其附近に散在してゐる。是等の墳墓の玄室は長方形にて前後に長く、其羨道は前面中央或は一方に少しく偏して設けられてゐる。玄室の四壁は稍、垂直に大理石又は花崗石の水磨せる板石を立て左右の壁の上に板石を並べ架して天井を構築してゐる。羨道は比較的長きものもあれば短きものもある。其玄室への入口には石扉を設け外端の入口にも亦板石を立て完全に閉塞

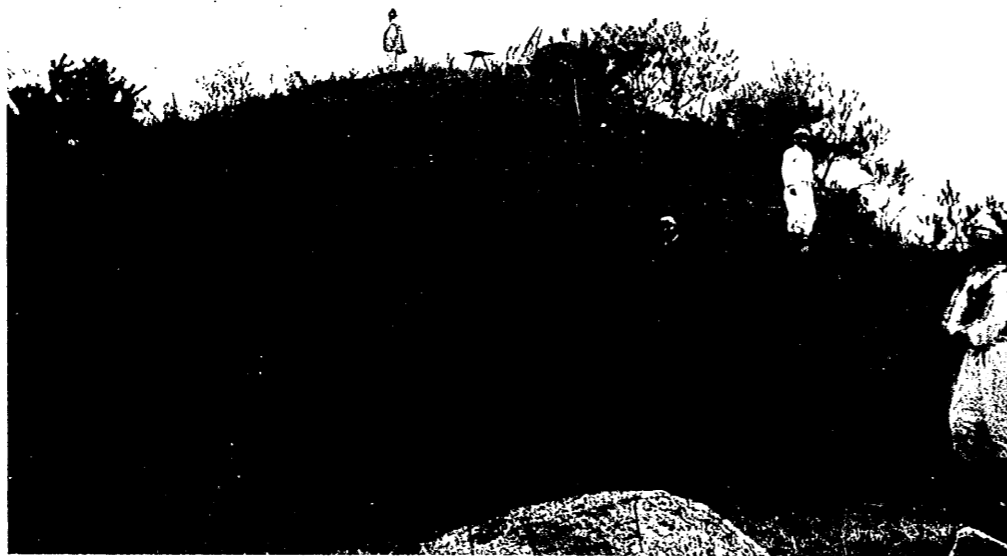
してゐる。此式の墳墓に玄室の四壁に四神圖、天井に蓮華紋及び雲紋が描かれてゐるのが先年發見された。又左右の壁の上に持送石を斜めに出だし、其上に板石を並べ架して天井を構築してゐるものもある。又玄室の壁を割石を以て内方に傾けて築き、其上に天井石を横架し、其面に漆喰を塗れるもの、割石を以て玄室を筒狀に築き漆喰を塗れるものもあれば、崖腹を刻りて簡單の横壙を作れるものもある(第十三圖第十四圖)。

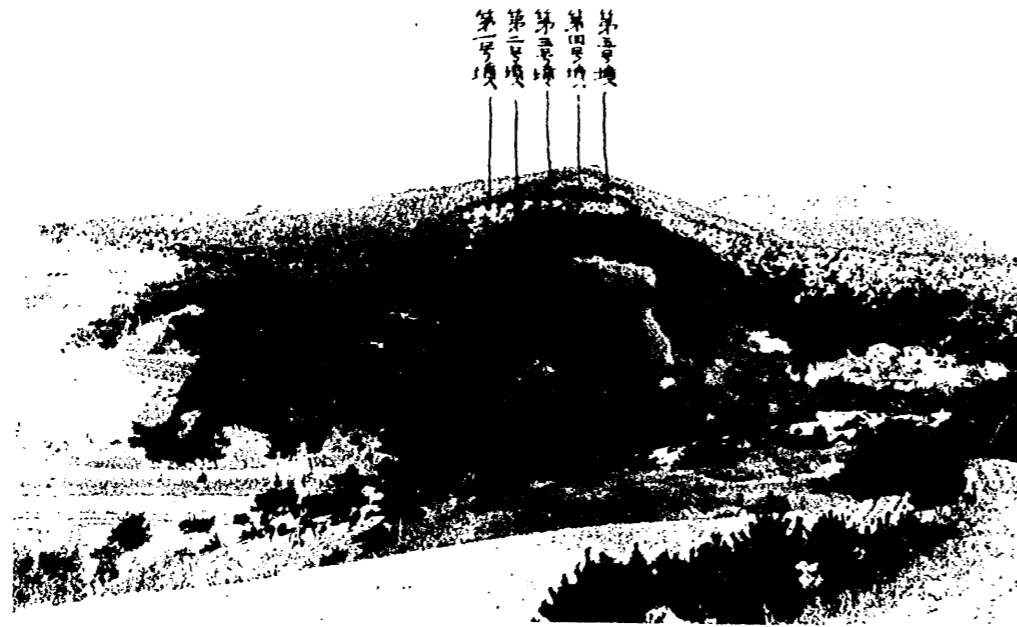
要するに初期より中期後期と下るに従ひ墳墓の制度次第に變遷發達したものに於て、何れも高勾麗とも古新羅任那とも相異せる特質を有つてゐる。唯埴築のみは支那の梁の感化を受けしこと明白であるが、其他は高勾麗とも古新羅任那とも多少の連絡なきにあらざるも、要するに主として百濟独自の發達に歸すべきものであらう。

圖  
版



公州附近地圖 (陸地測量部縮尺一萬分地形圖分枝)





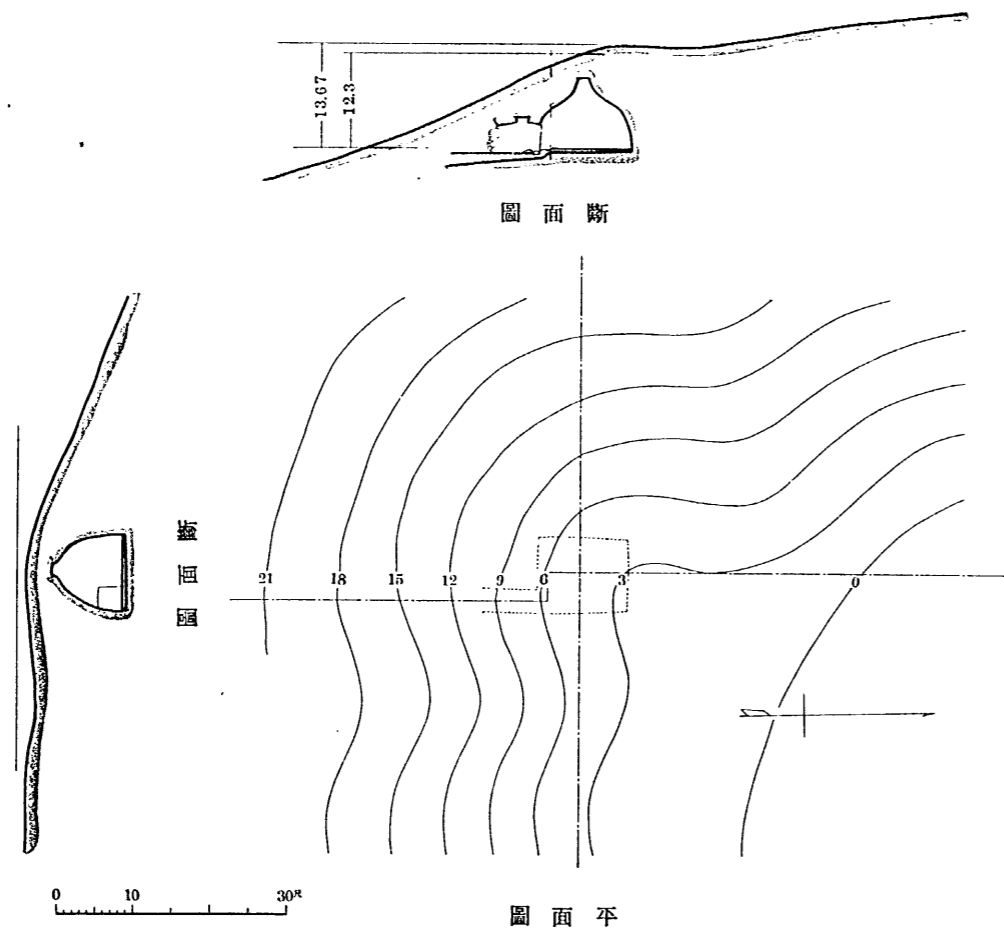
(一) 宋山里古墳群遠望



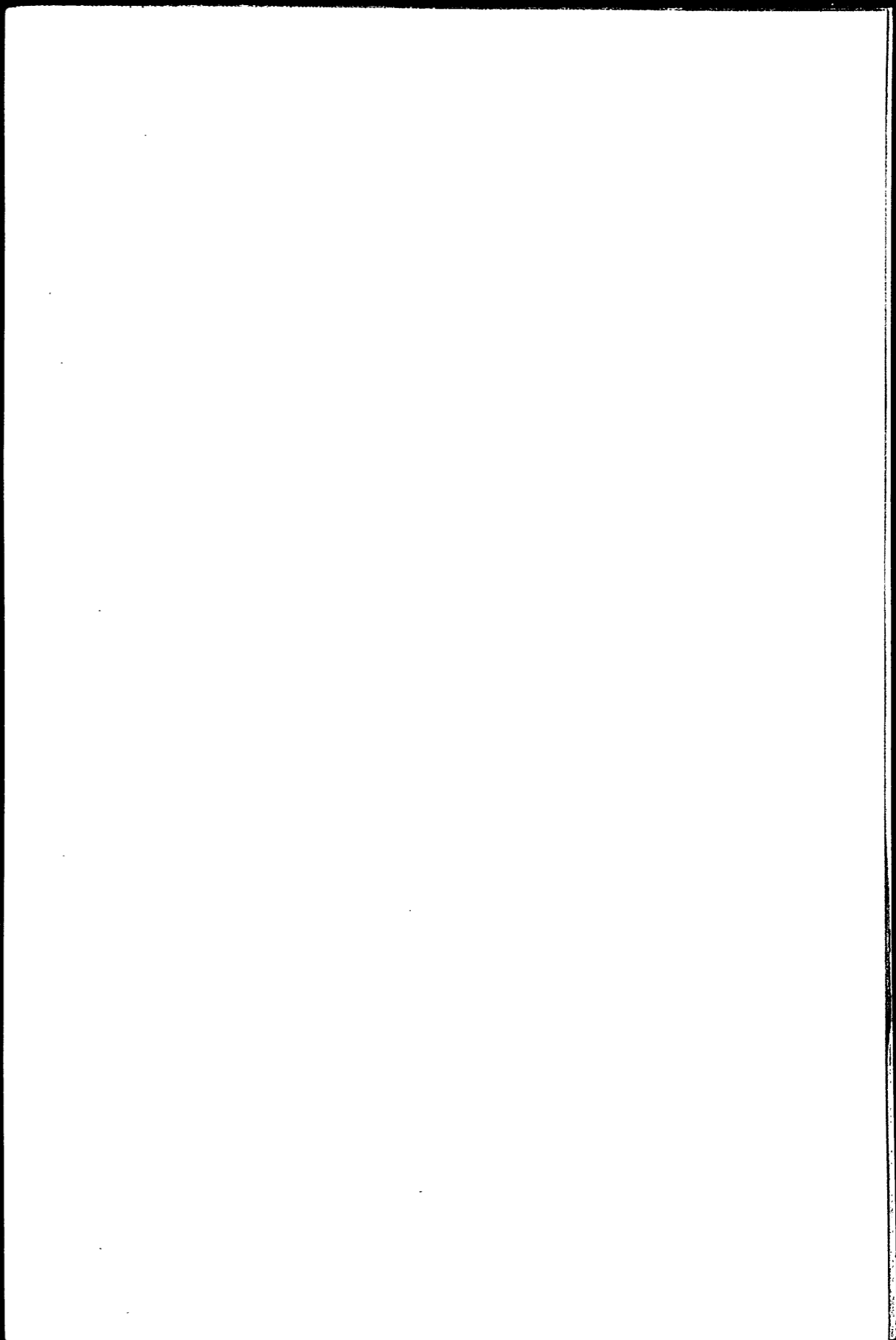
(二) 宋山里第一號墳及第二號墳

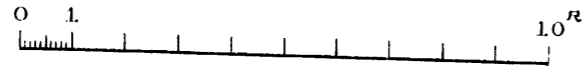
圖版第四

宋山里第一號墳

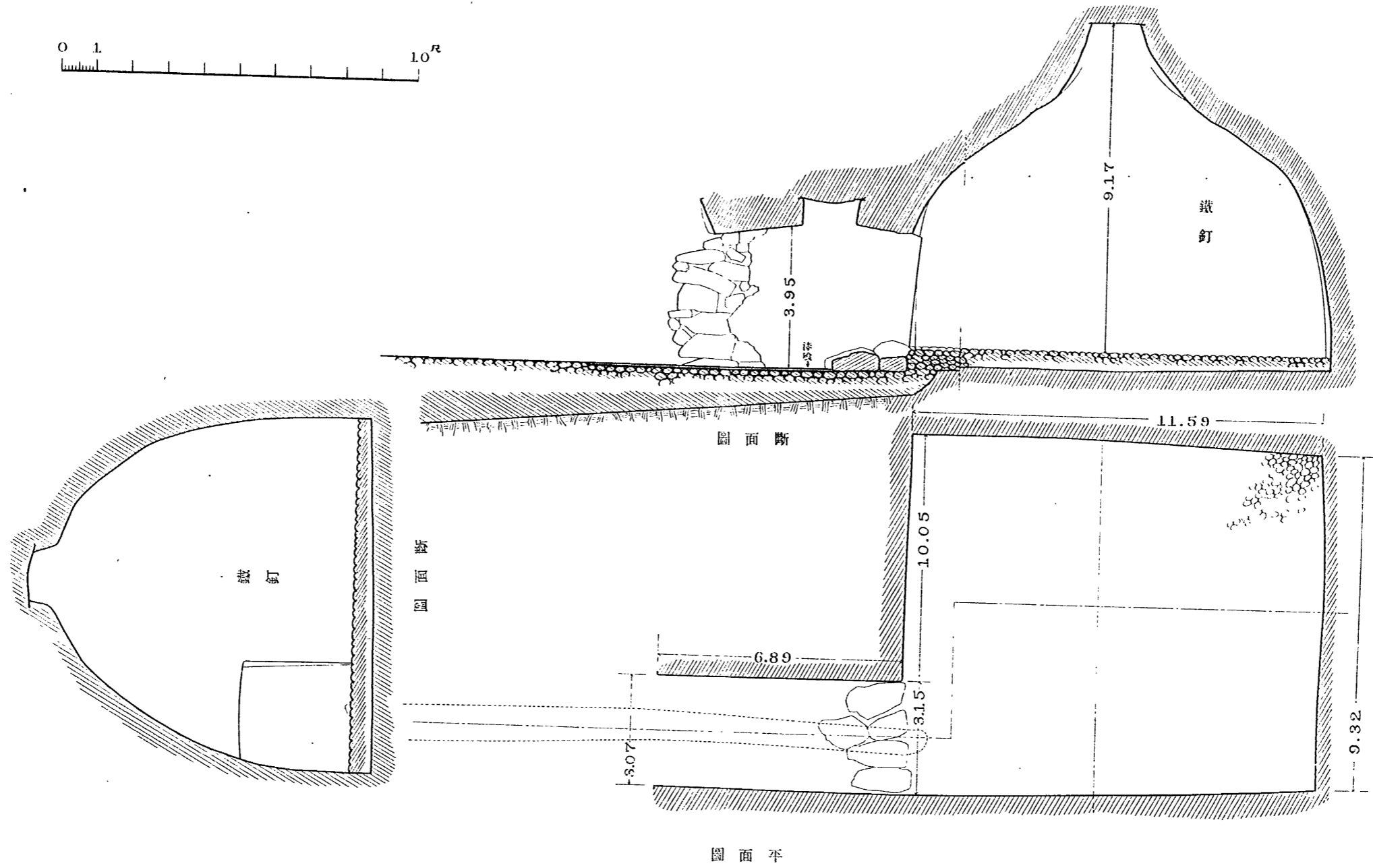


宋山里第一號墳 實測圖



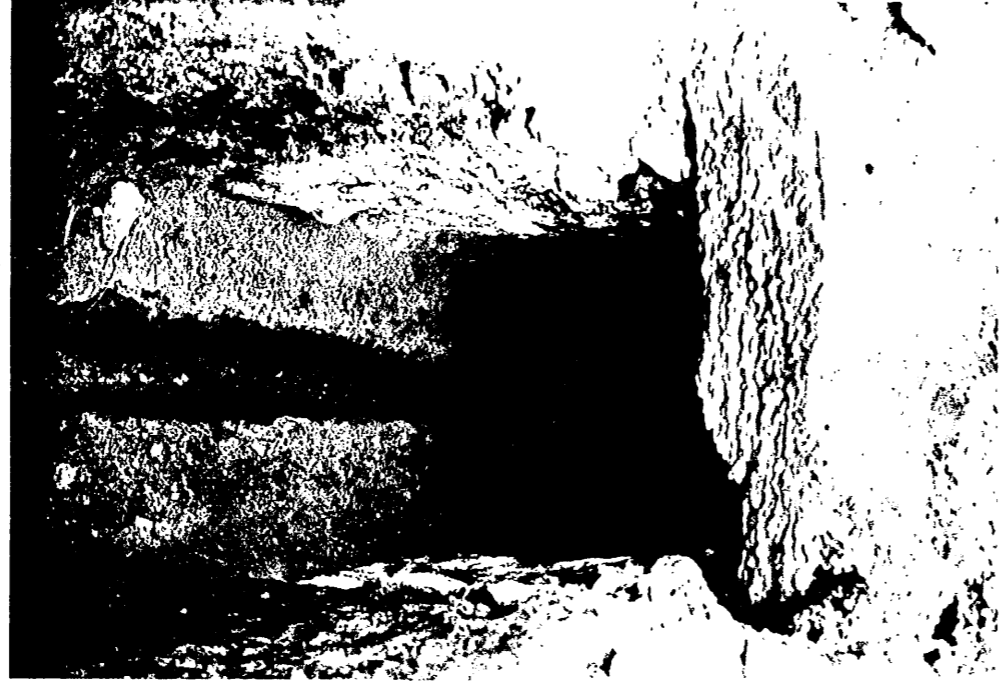


宋山里第一號墳實測圖





圖版第六 宋山里第一號墳



宋山里第一號墳後室白壁

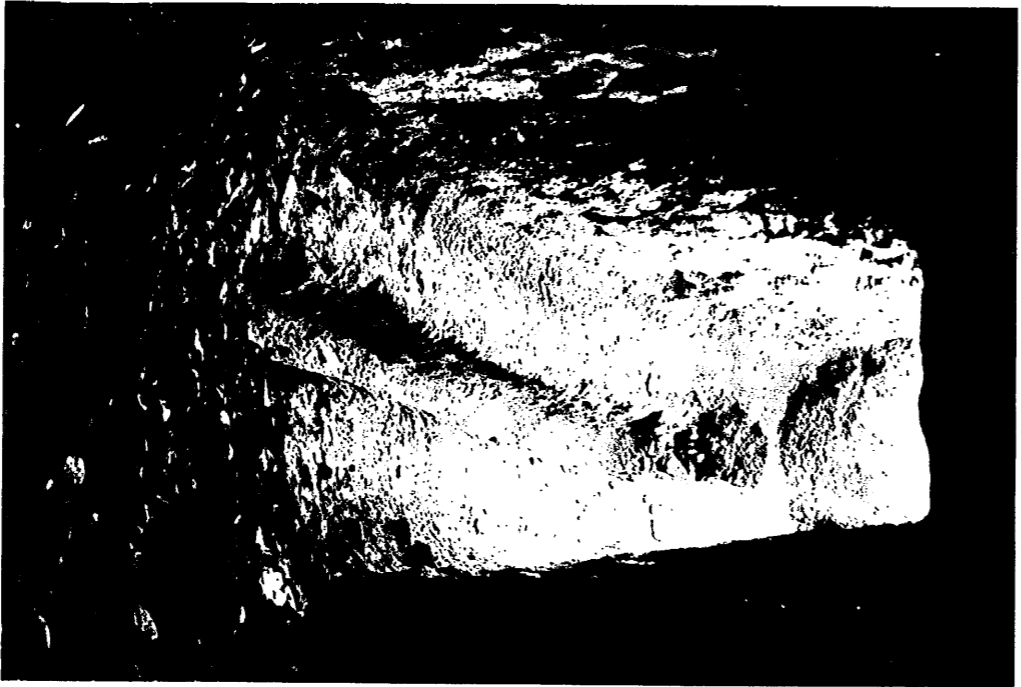


宋山里第一號墳羨道

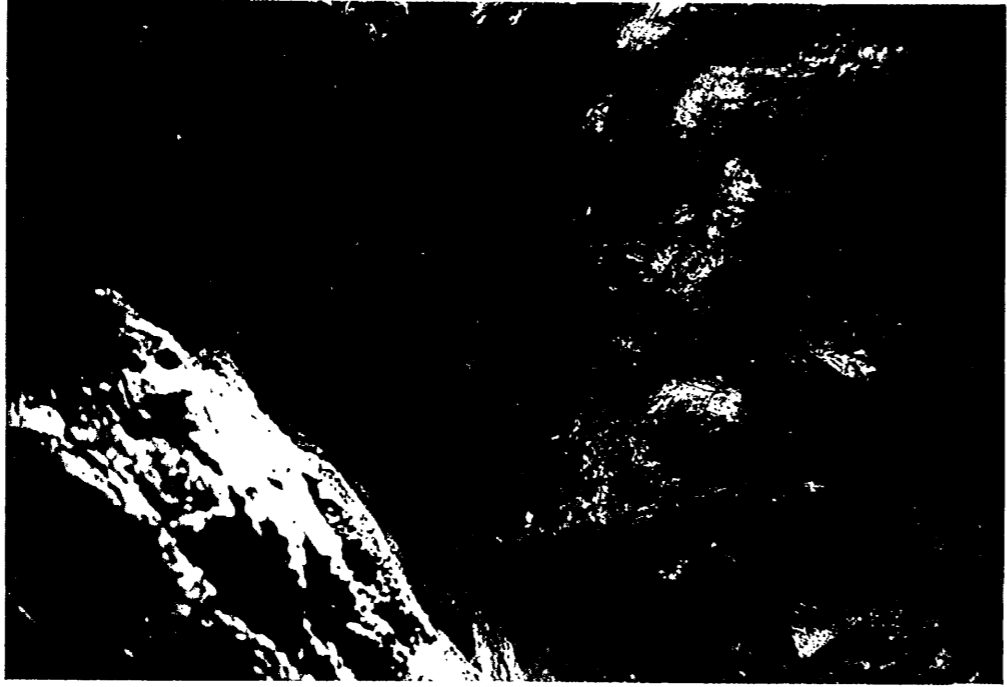
圖版第七  
宋山里第一號墳



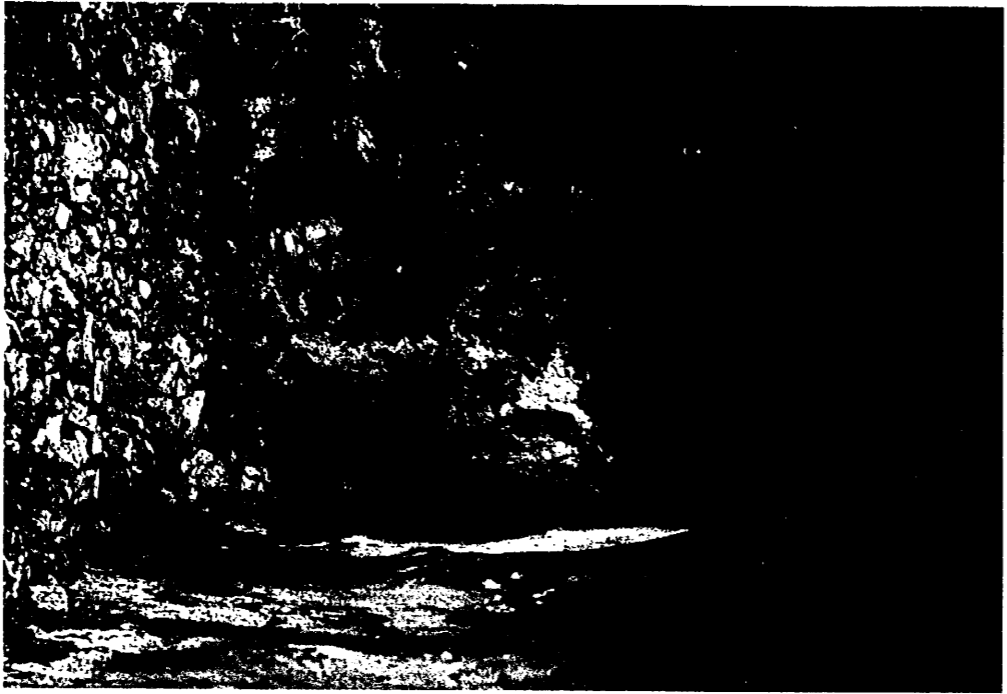
① 宋山里第一號墳の断面



② 宋山里第一號墳の断面 (室内より撮影)



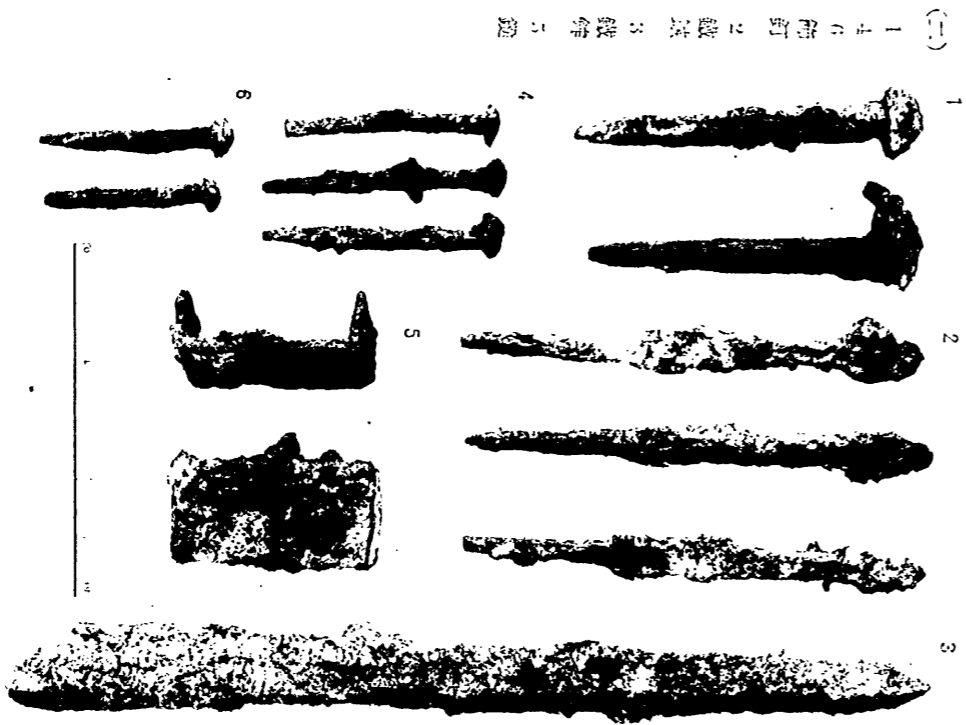
(二) 宋山里第一號墳天井見上



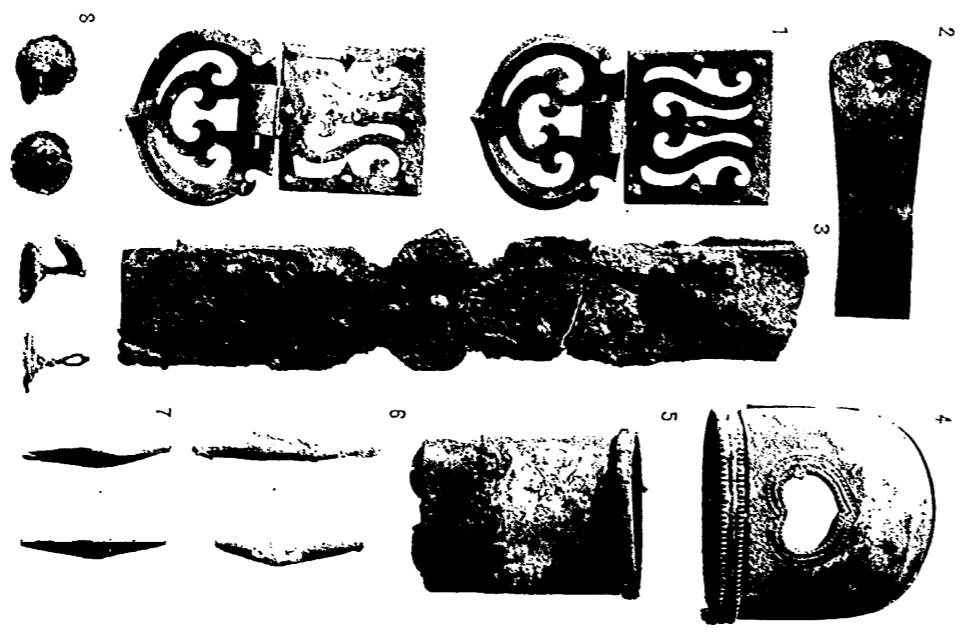
(一) 宋山里第一號墳玄室東北壁内

圖版第八

宋山里第一號墳



(一) 1-6の諸品に就いては、鐵製に疑なし

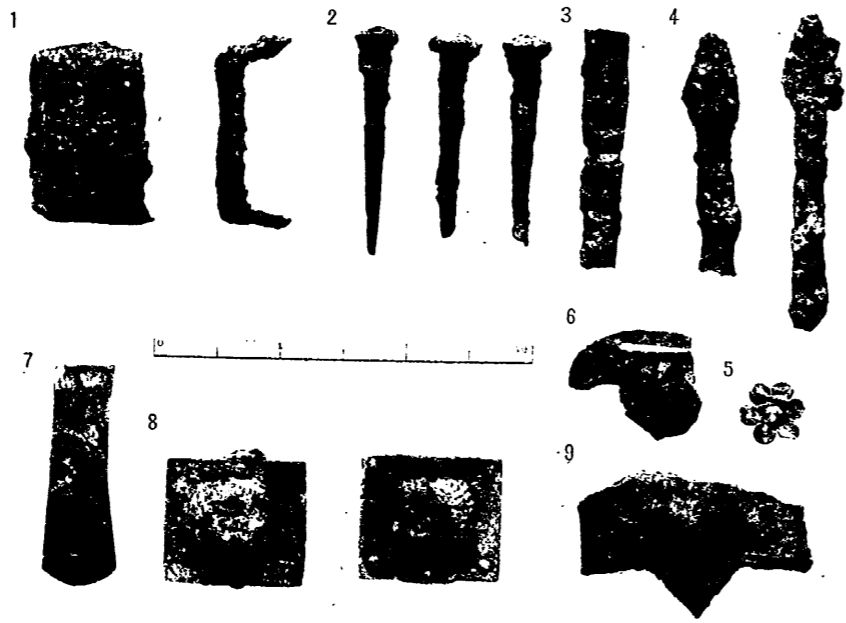


(一) 5 銀製鏡 6 銀製金具 7 純金製胸板金具 8 金銅製飾金具  
1 銀製卷形帶鈔 2 金銅製帶端金具 3 鐵地金銅製金具 4 銀製柄頭金具

圖版第九 宋山里第一號墳



(一) 宋山里第二號墳羨道閉塞狀態(玄室より撮影)  
 (二) 1 鐵鏡 2 飾釘 3 鐵釘殘缺 4 鐵鍊 5 銀製花形飾金具 6 金銅垂佩金具殘缺 7 金銅帶端金具 8 金銅帶銹 9 鐵地金銅帶銜葉殘缺

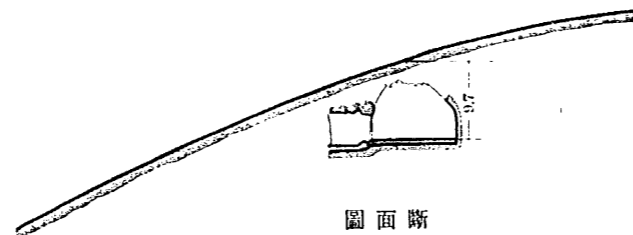
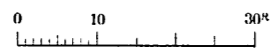




宋山里第五號墳調査前の状態

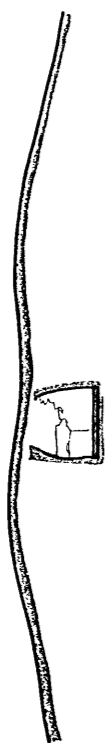
圖版第一二

宋山里第五號墳

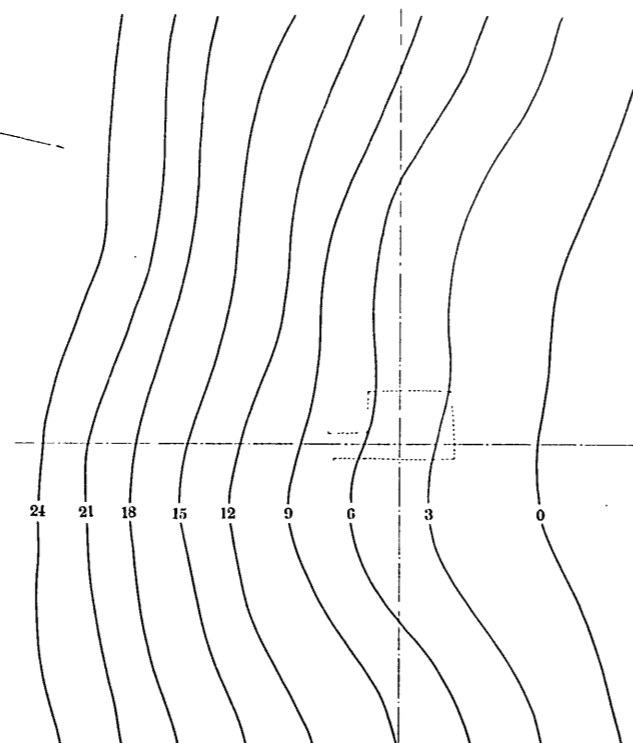


圖面斷

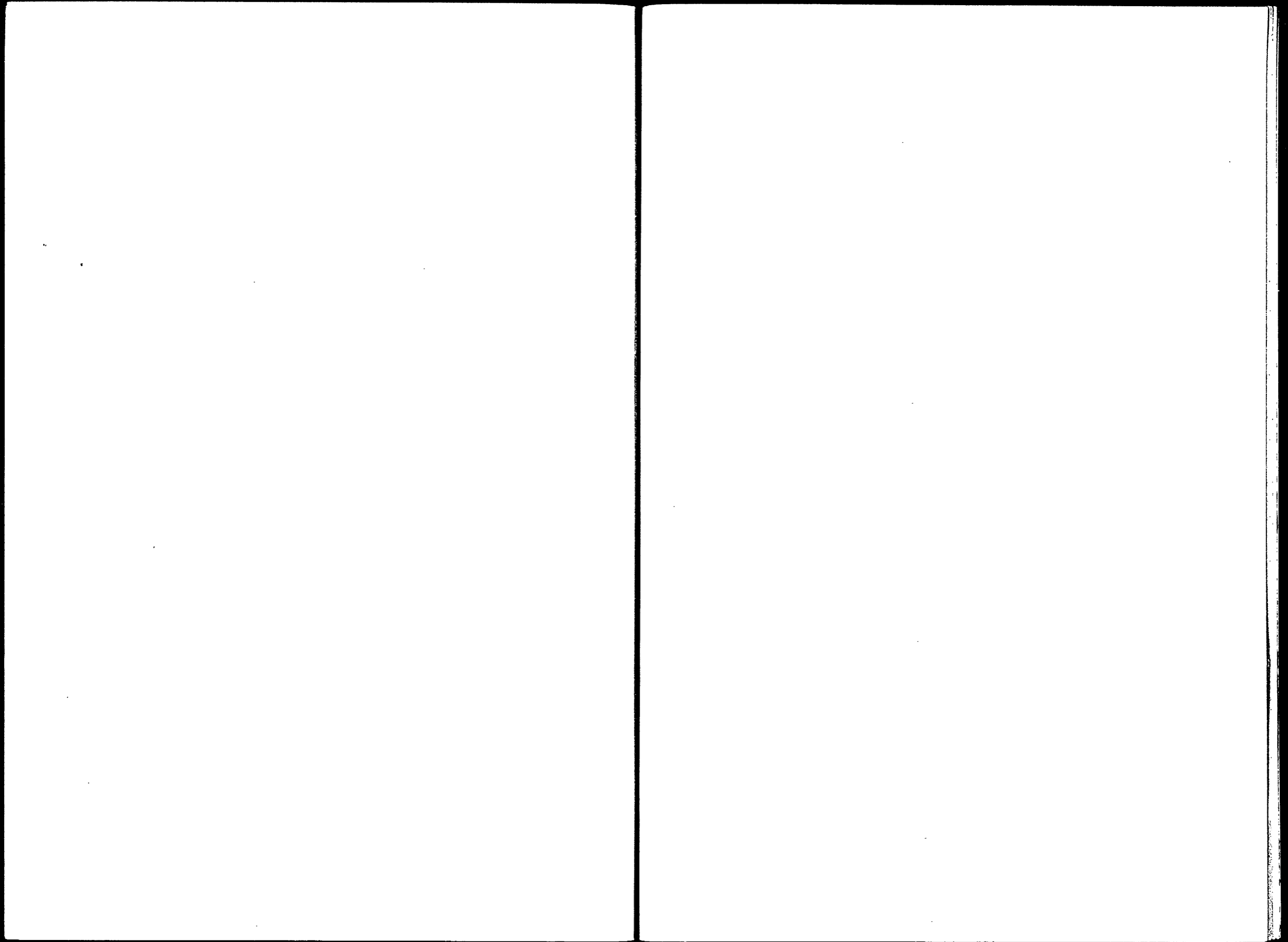
宋山里第五號墳 實測圖



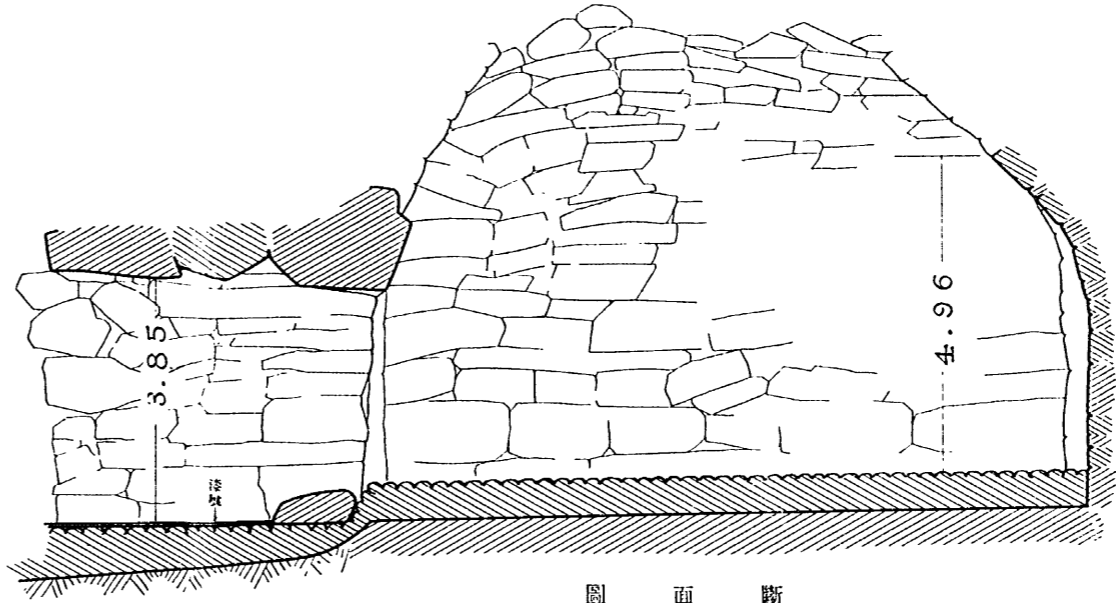
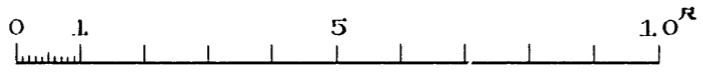
圖面平



圖面平

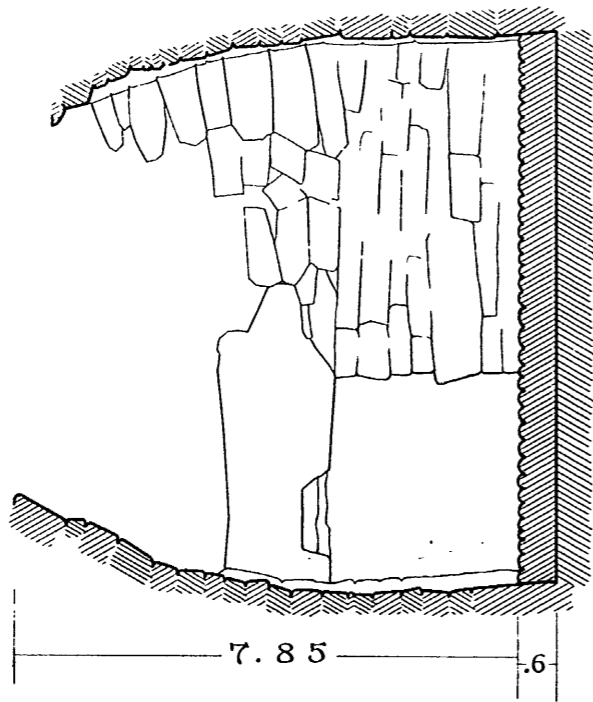




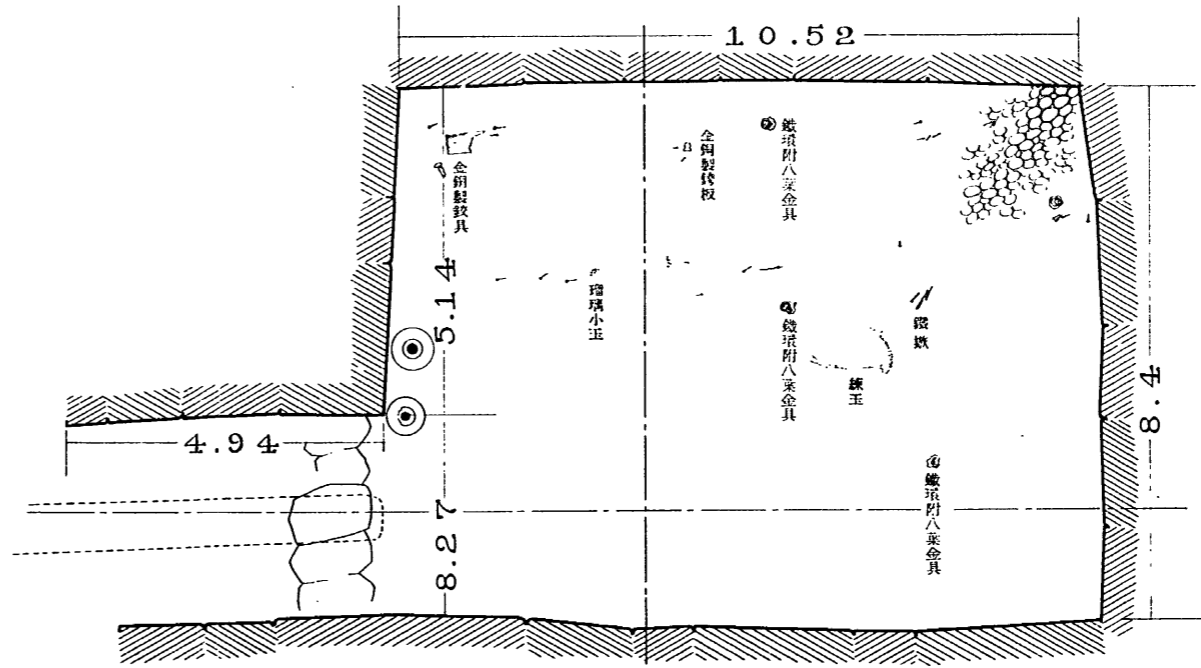


圖面斷

三山里第五號墳實測圖



圖面斷

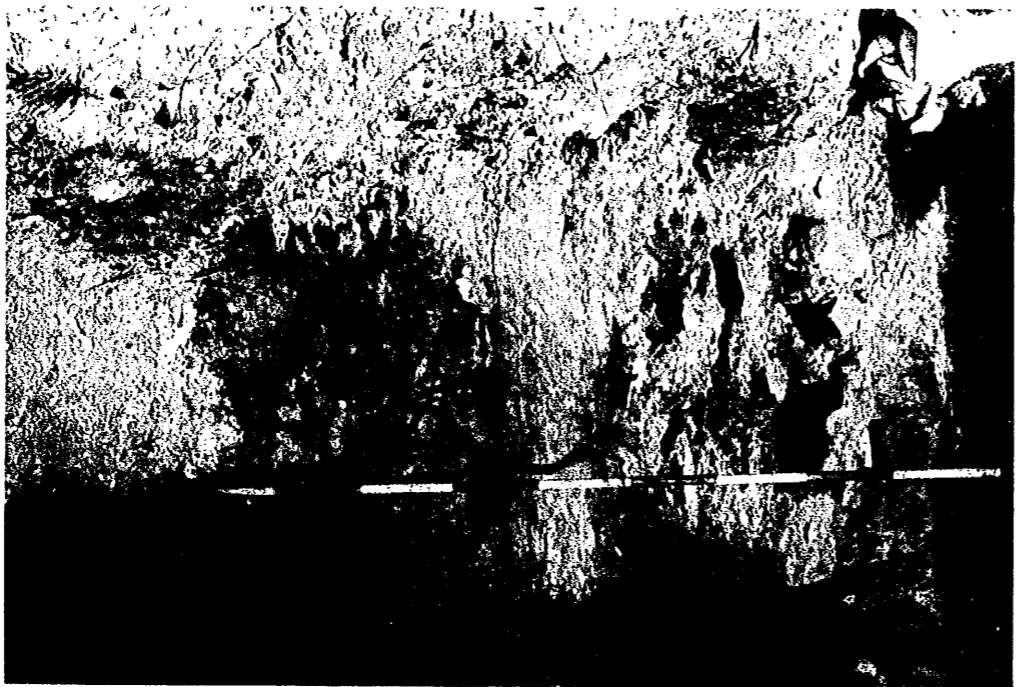


圖面平

圖版第一四 宋山里第五號墳



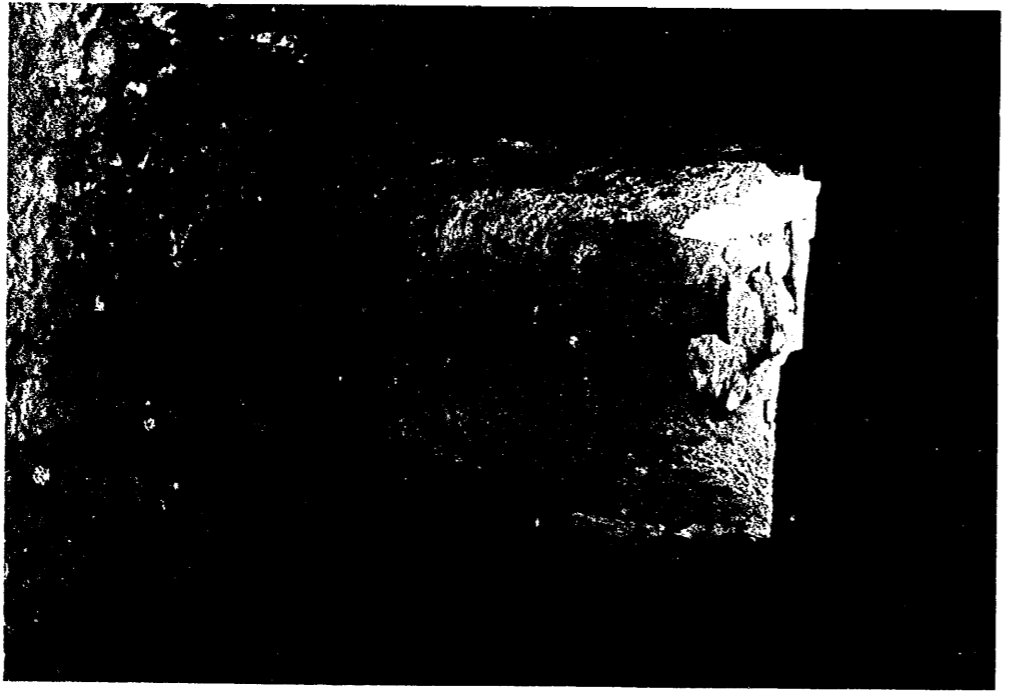
(一) 宋山里第五號墳遺存の墓



(二) 宋山里第五號墳表面近閉塞状態

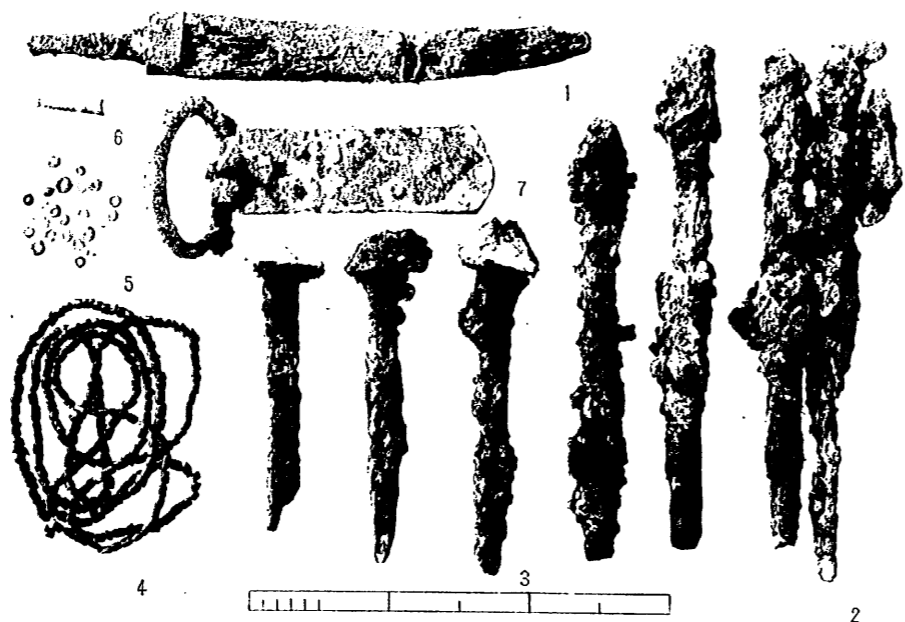


(二) 宋山里第五號墳玄室東北壁際



(一) 宋山里第五號墳羨道内の礎(玄室内より撮影)

圖版第一六 宋山里第五號墳



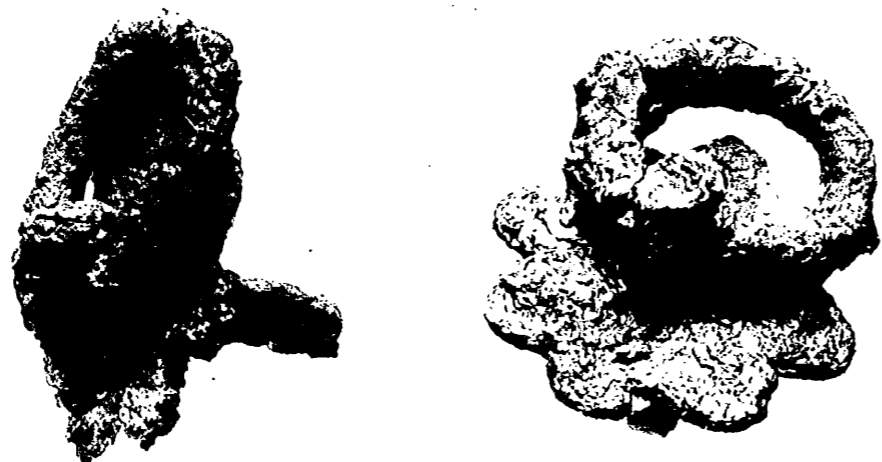
(一)  
1 刀子 2 鐵環 3 飾釘 4 練玉 5 珊瑚  
6 金銅製垂下金具殘缺 7 金銅製鉸具

(二)  
陶壺

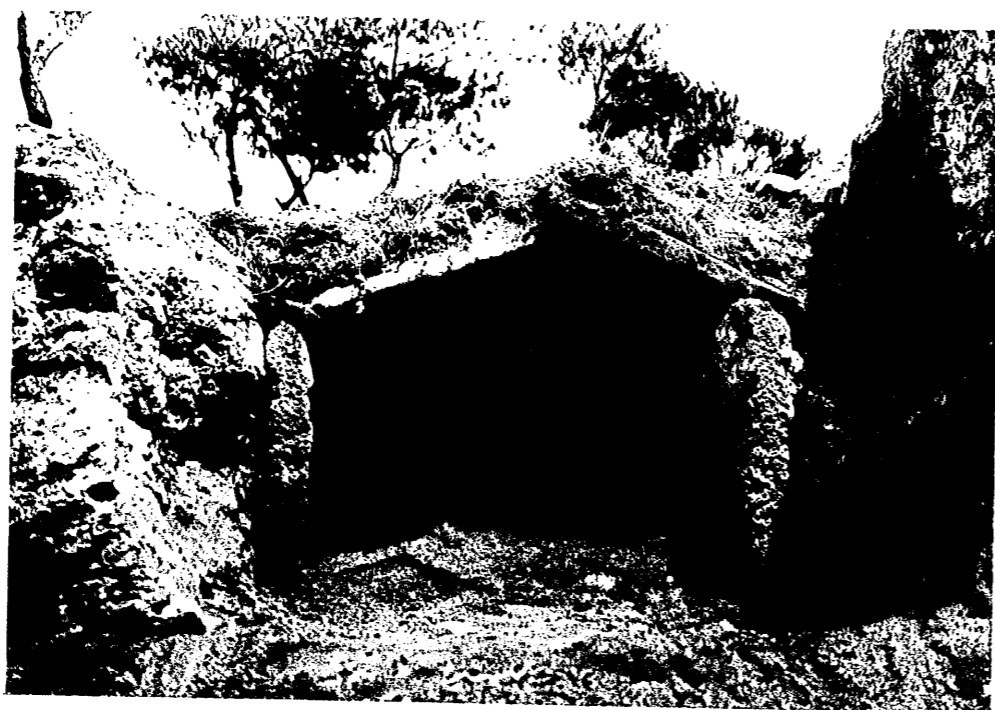


圖版第一七

宋山里第五號墳・錦町第一號墳



(一) 鐵環附八葉金具



(二) 公州錦町第一號墳

昭和十年三月二十五日 印刷  
昭和十年三月三十日 發行

朝鮮總督府

京城府蓬萊町三ノ六二

印刷所 朝鮮印刷株式會社

